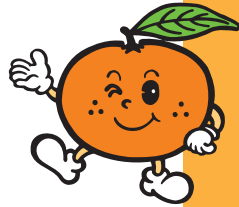




西宇和農業協同組合

ディスクロージャー誌
レポートにいうわ
2025



目 次

ごあいさつ	1	直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	66
プロフィール	2	利益総括表	
経営理念	2	資金運用収支の内訳	
当ＪＡの沿革	3	受取・支払利息の増減額	
経営基本方針	4	利益率	
ＪＡ自己改革に向けた取り組み	5	貯金に関する指標	
地域に根差す金融機関として	10	貸出金に関する指標	
経営の組織	11	内国為替取扱実績	
経営管理体制		有価証券に関する指標	
組織機構		共済事業	
組合員の状況		その他事業	
組合員組織の状況		自己資本の充実の状況	75
役員一覧		自己資本の構成に関する事項	
会計監査人の名称		自己資本の充実度に関する事項	
職員の状況		信用リスクに関する事項	
地区		信用リスク削減手法に関する事項	
店舗一覧（信用店舗）		派生商品取引及び長期決済期間取引の	
〃（信用店舗外）		取引相手のリスクに関する事項	
ATM 設置店及び営業時間・休日稼働一覧		証券化エクスポージャーに関する事項	
事業の概況	16	CVA リスクに関する事項	
CSR への取り組み	18	マーケット・リスクに関する事項	
健全な組織運営		オペレーショナル・リスクに関する事項	
環境との調和		出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
地域社会への貢献		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
リスク管理情報	20	エクスポージャーに関する事項	
法令遵守の体制	21	金利リスクに関する事項	
内部統制システム基本方針		連結情報（グループの概況）	93
個人情報保護方針		グループの事業系統図	
情報セキュリティ基本方針		子会社等の状況	
金融商品の勧誘方針		連結事業概況	
金融円滑化にかかる基本方針		最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
ＪＡバンク利用者保護等管理方針		直近の2連結事業年度における財産の状況	95
利益相反管理方針		連結貸借対照表	
マネー・ローンダリング等および		連結損益計算書	
反社会的勢力等への対応に関する基本方針		連結キャッシュ・フロー計算書	
金融 ADR 制度への対応	32	連結注記表	
内部監査体制	33	連結剰余金計算書	
自己資本の状況	33	農協法に基づく開示債権	
主な事業のご案内	34	連結事業年度の事業別経常収益等	
信用事業		連結自己資本比率の状況	
共済事業		連結自己資本の充実の状況	113
購買事業		自己資本の構成に関する事項	
農業経営事業		自己資本の充実度に関する事項	
販売事業		信用リスクに関する事項	
系統セーフティネット	43	信用リスク削減手法に関する事項	
直近の2事業年度における財産の状況	44	派生商品取引及び長期決済期間取引の	
貸借対照表		取引相手のリスクに関する事項	
損益計算書		証券化エクスポージャーに関する事項	
注記表		CVA リスクに関する事項	
事業管理費の内訳		マーケット・リスクに関する事項	
剰余金処分計算書		オペレーショナル・リスクに関する事項	
部門別損益計算書		出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
配賦割合		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
部門別の資産		エクスポージャーに関する事項	
財務諸表の正確性等にかかる確認	63	金利リスクに関する事項	
会計監査人の監査	63	ディスクロージャーに関する Q & A	127
開示基準別の債権の分類・保全状況図	64	店舗所在マップ	
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	65		

本誌は農協法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしよう 2025」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月 西宇和農業協同組合



経営管理委員会会長
井田 敏勝



代表理事理事長
小笠原 栄治

組合員の皆様には、日頃より J A 運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響もほとんどなくなり、経済活動や日常生活においては、以前と同じように行えるようになったことを本当にうれしく思います。しかしながら、世界各地での紛争はいまだ終息せず、米国が自国優先の経済政策に舵を切るなど、世界経済は先行きが不透明な状況が続いています。国内では地震や集中豪雨など予測不能な自然災害に対する脅威や、コメをはじめとする食料品や燃料・生産資材などの物価の高騰が続いています。政府日銀は今年 1 月に政策金利を 0.5% へ引き上げ、金融機関並びに金融商品には大きな影響を与えることとなりました。また、少子高齢化により人口が減少傾向にある日本経済においては、今後ますます厳しい状況になることが予想されます。

このような状況の中、農協経営においては事業利益・当期剰余金とも計画を大きく下回りました。金利上昇による国債の含み損で売却処分損が発生したことが大きく影響しています。また、青果販売では裏年傾向に加え、猛暑干ばつ・病虫害被害などにより市場出荷数量は過去最低となり、販売単価は過去最高を記録したものの売上は計画を大きく下回りました。顕著化する気象環境と減少し続ける生産者等、山積する課題を克服し、より安定した生産量の確保が大前提となっています。

「中期経営計画」では選果場施設の再編を大きな柱として進めてまいりましたが、「J A にしうわ広域選果場」において令和 8 年産の稼働に向けて建設を進めています。また、J A グループ愛媛で進められている「県 1 J A 構想案」については、将来を見据えて組合員の意思を反映しながら組織協議を尽くしてまいります。

今後、農業・J A を取り巻く環境はさらに厳しさを増すと思われますが、その中で柑橘産地として生き残り、地域を支える存在として、J A にしうわは一丸となって今後も改革と進化を続けてまいります。

組合員皆様の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

プロフィール（令和7年3月31日現在）

設立	平成5年10月
本店所在地	八幡浜市江戸岡1丁目
出資金	28.9億円
総資産	1,671億円
単体自己資本比率	21.22%
組合員数	10,313人
役員数	30人
職員数	411人



経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、
夢と活力あるJAを目指します。

基本理念

農 業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

地 域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切にし、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

組 織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組めます。

経 営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

当JAの沿革（JAにしようの歩み）

平成元年 6月9日	八西地区農協合併研究会の発足	10月1日	移動購買車「だんだん号」運行開始
平成4年 4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足	11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成5年 5月6日	合併予備契約調印式	平成28年11月12日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン
5月18日	合併臨時総会 西宇和青果農協	平成29年 1月27日	移動購買車「だんだん号」2号車運行開始
5月19日	合併臨時総会 八幡浜青果農協他13農協	12月14日	JAこしみずとの姉妹JA協定締結
5月22日	西宇和農協設立委員会の発足	平成30年 1月19日	伊方支店新築開店
平成5年10月1日	西宇和農協 設立	平成31年 2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしよう・JAおきなわ）
平成8年 7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞	令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査Ⅰ）
10月1日	株式会社ジェイエエにしよう設立	令和3年 3月1日	神山出張所リニューアルオープン
11月23日	川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞	11月10日	南海放送株式会社と「南海放送ラジオ（エフナン）を活用した農産物情報等の発信に関する協定（PAL協定）」締結
平成11年 2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞	令和4年 3月25日	JA全中の「令和3年度優良農業協同組合表彰」受賞
平成13年 4月1日	オートバル（株）ジェイエエにしようへ移行	令和5年 3月4日	八協共選第52回日本農業賞「集団組織の部・優秀賞」受賞
4月2日	JAにしよう会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）	4月17日	保内営農管理センター移転に伴い「保内営農経済センター」設置
平成15年 7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしよう」落成	5月10日	八協共選と三瓶共選が合併し「みな共選」設立
平成16年 6月24日	経営管理委員会制度へ移行	令和6年 3月12日	JAにしよう創立30周年記念式典開催
平成20年 4月1日	伊方町農業支援センター設置	5月22日	磯津部会がみな共選と合併
7月28日	保内支店・保内営農管理センターオープン	令和7年 5月20日	伊方共選とみつ共選が合併
平成21年 7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞	7月1日	三瓶給油所セルフ化リニューアルオープン
9月28日	4支店体制スタート		
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞		
平成23年10月28日	JASS-PORTにしようオープン		
平成26年 6月30日	経済センター 太陽光発電開始		
9月30日	中央選果場 太陽光発電開始		
平成27年 4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始		

事業計画の取り組みについて

■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画（POWERS PLAN）策定 → 平成13年4月第2次長期経営計画（POWERS PLAN DASH21）策定 → 平成18年9月第3次長期経営計画（POWERS PLAN2012）策定 → 平成25年6月中期経営計画（POWERS PLAN2015）策定 → 平成28年6月中期経営計画（POWERS PLAN2018）策定 → 令和元年6月中期経営計画（R3 Plan 2019～2021） → 令和4年6月中期経営計画（R5 Plan2022～2024） → 令和7年6月中期経営計画（STEP UP Plan2025～2027）

■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和4年7月第10次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和7年7月第11次営農振興3ヶ年計画策定

経営基本方針

令和6年度は、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、中東情勢も緊迫しており国際情勢は不安定な状況が続いています。国内では能登半島地震が発生し、その後も豪雨災害など自然災害があいつぎ、日本経済に大きな影を落としました。原材料費・物流費などは高止まりし、コメなどの食料品も大きく値上がりして日常生活・生産活動の全てにおいて物価高という状況を招いています。

このような情勢下ではありますが、新型コロナウイルスの分類が感染症第5類に移行して1年が経過し、ほぼ以前の経済活動ができるようになりました。国内経済にとっては明るい兆しであると思います。しかし、働き方改革法案が制定され、物流・運送業界の「2024年問題」によるドライバー不足・輸送能力の低下などが懸念されています。また、今年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」を迎えることになり、いよいよ労働者不足が顕著になってまいります。社会が大きく変動する時期であり、農業も食料安全保障、国民が必要として消費する食料は可能だけ自国で生産する「国消国産」、また国土保全や地方の社会維持などその役割を再認識し、国民のより一層の理解醸成が求められています。

J Aにしろわは、合併後30年以上が経過し、経営環境も地域の生活・経済環境も大きく様変わりしてきました。しかし、事業基盤を支えるのは日本一の柑橘生産であることに変わりはありません。日本一のみかんの里を継承するために、第11次営農振興計画と中期経営計画を基軸として、この柑橘産地の発展・維持と次世代への継承を基本に取り組んでまいります。担い手農家への支援と高品質生産に加え生産量、出荷数量の安定確保を掲げ農業振興対策を継続します。また、地域の高齢化・人口減少が急速に進み、職員の減少も余儀なくされるので、業務の見直しやムダを検証し、効率化を図ることにより健全経営と持続可能な経営基盤の強化をめざします。

さらに、第39回J A愛媛県大会において決議された「県1 J A構想案」を将来に向けて実現するため組織協議を行ってまいります。

■ 重点実施事項

- (1) 高品質安定生産と安定供給体制を確立し、農業所得の増大を図ります。
- (2) 農地生産量の維持を目指し、担い手の確保と育成に努めます。
- (3) 組合員・地域との対話活動に取り組み、意見・意思反映を図り運営参画を進めます。
- (4) 持続可能な経営基盤の強化のため自己改革の実践に取り組みます。
- (5) 自律的なコンプライアンス内部管理態勢の確立と維持に取り組みます。
- (6) 人材確保と職員の育成強化を図り、活力ある職場づくりに取り組みます。

J A 自己改革に向けた取り組み（令和7年3月31日現在）

R 5 Plan2022～2024 ～次世代へつなぐ柑橘産地 創造と挑戦～

J A にしうわでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に取り組んできました。

令和6年度はコロナ前の事業活動や地域交流に戻り、3年間に掲げた再編の取組についてはほぼ計画通りに進捗することができました。J A をとりまく環境は急激に変革をしており、今後も目標の実践と「自己改革」の継続・充実に取り組んでいきます。

（農業振興部門 農業支援・組織関係）

農作業支援の充実強化による生産農家戸数・栽培面積の維持・確保 会員の維持と組織活動の活性化と連携強化

- 栽培面積 温州／1,450ha 中晩柑／1,100ha
- 協力組織連携強化 活動回数 20回／年

重点実施事項	2025.3月末具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 担い手支援	●収穫アルバイト受入農家137件／341名、約15,000人役の受入れとなりました。 ●農作業支援は約1,536人役となりました。	アルバイター事業 20,000人役／年 J A 農作業支援事業 2,500人役／年
2. 担い手確保	●面談者35名、農業体験者3名、就農を目指して8名が研修を開始、内4名が就農しました。 ●令和6年度2.0haの園地管理を行い、1.2haの園地を研修生に引継ぎました。	体験 5人／年 研修生 2人／年 新規就農・事業継承 3名／年
3. 次世代 総点検運動	●意向調査アンケート回収については1,676件でほぼ回収終了。R7年度に集計・分析を実施します。	農家園地台帳作成 1回／3年
4. 協力組織の 連携強化	●同志会会員数328名、2月に松山で婚活イベントを開催、消費拡大PRイベント等を3回、食育活動を小学校2校、三瓶で3回実施しました。 ●女性部会員数417名、研修会・交流会を5回、みかんマイスター講習会3回、首都圏での販売促進4回、柑橘加工品レシピをまとめた女性部カレンダーを昨年より倍増し、J A 管内の小学3年生全員に配布するなどJ A のファン作りや柑橘の魅力発信に取り組みました。	同志会活動の活性化 女性部・フレッシュミズ 活動の活性化

(営農指導部門)

高品質安定生産への取組強化と市場出荷量の確保

■ 生産量 温州みかん／ 38,000t 中晩柑／ 15,000t
■ 市場出荷量 温州みかん／ 30,000t 中晩柑／ 14,000t

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 市場出荷数量の確保	●個人成績表を温州 1,324 名、中晩柑 380 名に配布し、マルチ被覆等の推進を行い出荷者を対象に年 2 回春・秋肥料必要数を通知し施肥の推進を実施しました。 ●苗木供給は、主要温州 36,362 本、主要中晩柑 7,597 本となりました。 ●被覆面積は 628 戸 295ha、マルチドリップ園地は 5.9ha を実施、点滴灌水園地は樹勢回復ができました。 ●土壌分析 197 園地、簡易土壌分析 578 園地を実施し、石灰資材 30,604 袋の施用につながりました。 ●残留農薬検査は 34 検体を実施し基準値内数値を確認しました。生産履歴は全支部で 100%回収確認ができました。	個別面談戸数 1,000 戸／年 改植 温州みかん 40,000 本／年 中晩柑 30,000 本／年 マルチ被覆面積 330ha／年 石灰資材施用袋数 30,000 袋
2. 補助事業の有効活用	●園内道 11 園地、45 園地 36 台、動力車 25 台、点滴灌水施設 23 園地、スプリンクラー施設 13 園地、合計 84 園地の事業を実施しました。 ●105 園地に鉄筋柵 5,818 枚、電気柵 56 セットを導入しました。 ●3,411 頭のイノシシの捕獲実績となりました。	補助事業対象農家数 125 園地 鳥獣害対策取組園地 150 園地

(青果販売部門)

共販率向上による長期安定供給の確立と共選再編

■ 果実販売高 温州／ 100 億円 中晩柑・落葉／ 50 億円

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 長期安定供給の確立	●温州、中晩柑ともに品種別の販売対策会議を開催し、取引市場に出荷販売計画を提示しました。 ●渋谷駅前で三崎高校生による極早生みかんの配布を実施しました。 ●にしうワゴンを活用した試食宣伝 14 回、他の量販店での試食宣伝 (540 名) 西宇和女性部みかんマイスターによる試食宣伝 4 回 (18 名) を実施しました。 ※令和 6 年度市場出荷数量 温州みかん 20,166t 中晩柑 8,559t	市場出荷数量 温州みかん／ 30,000t 中晩柑 / 14,000t
2. 宅配小売数量の増大	●大型顧客等のニーズ対応が良好で旬感便冬号では大幅な売上増 (前年比 128%) となりました。 ●ふるさと納税は品不足のため締切を早める結果となりましたが前年を上回る取扱件数となりました。 ※令和 6 年度供給実績 450,624 千円	令和 6 年度供給高 5 億円／年
3. 荷造り経費の節減	●生産者とのデータ連携システムを現在 5 共選で連絡事項を中心に運用を進めており、今後広域選果場稼働に合わせて更にデータ連携を行います。	令和 6 年度導入予定

(金融 貯金部門)

生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化

■ 総貯金残高目標／1,580 億円

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 情報収集による 個人貯金の 純増	●年金「まごころ」の獲得については 35 億 7,400 万円 (60%) と厳しい実績となりました。 ●I B・アプリは 369 件の獲得となりました。	まごころ定期貯金残高 60 億円／年
2. 年金保有対策	●MA による訪問件数は 1 名当たり 6.9 件／月で 162 件の予約で 45.0% の実績となりました。 ●指定替え推進は、1 名当たり 1.6 件／月、74 件で 61.6% の実績となりました。	年金予約獲得 360 件／年 競合他社からの指定替 120 件／年

(金融 貸出金・運用部門)

営農部門との連携によるニーズに合った農業資金の提案

■ 収益力の強化・安定化 貸出金残高／80 億円

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. ローン及び 融資実績の 強化	●農業メイン強化先への訪問は累計で 86 件で新規実行額は 2 億 1,700 万円となりました。 ●フィールド・セールス・トレーニングを 7 回実施、11 月には J A 愛媛たいきと合同で行い、意識と知識を高めることができました。 ●住宅ローン利用感謝訪問は 100% 達成しました。	農業融資実行額 2 億円／年

(共済部門)

組合員の「安心」と「満足」提供のための 持続可能な事業基盤の確立

■ 共済事業基盤の確保 契約者人数 23,000 人／R 6

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 長期共済の 強化	●「はじまる活動」訪問件数 668 件、「3 Q 訪問活動」も 6,141 件、25.6% と目標を大幅に下回る結果となりました。	3 Q 訪問活動人数 24,000 人／年
2. 短期共済の 強化	●自動車保険証券回収ブースの設置、見積キャンペーン等を実施し、損保からの切替 102 件を含み 14,685 件となりました。自賠償契約ではセット割引推進、DM 送付、代理店との連携強化等により 7,414 件の実績となりました。	自動車共済契約件数 15,000 件 自賠償獲得件数 7,600 件

(経済部門)
営農指導部門との連携強化によるトータルコストの低減

■ 経済事業総利益 6 億 400 万円／R 6 実績／7 億 1,600 万円

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 経済部門 供給高の確保	●営農指導部門との連携により適正施肥通知を行い、予約取りまとめを実施。価格高騰対応として秋肥、春肥、夏肥の利益率を引き下げて供給しました。 ●予約農薬の奨励措置として 2 % の還元を行い、マシン油価格も特別価格で販売しました。 ●ガソリンの新規現金会員獲得数は 244 件と計画を上回ることができました。 ※令和 6 年度経済部門供給高 37 億 7,000 万円	経済部門供給高 37 億 6,900 万円
2. 生活部門 供給高の確保	●生活店舗の巡回指導を実施しました。 ●店舗の廃棄ロスの削減に取り組みましたが廃棄率 2.6 % にとどまりました。 ※令和 6 年度生活部門供給高 7 億 5,600 万円	生活部門供給高 10 億 4,800 万円

(総務企画管理部門)
J A の活性化への取組強化

■ 自己資本比率／13.75%

重点実施事項	2025. 3 月末具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 組合員数の 増加と 次世代対策	●女性組合員 50 名の加入がありましたが女性全体では 3,367 人と減少しました。組合員数も 10,313 人と減少し、比率は昨年同様 32.6 % となっています。 ●座談会、総代会とも昨年に引き続き人数制限なしに開催できました。支店祭り、地域行事等各種イベントも予定通り開催、協力組織、果樹を語る会等での意見交換会も計画通り開催しました。	女性組合員比率 33 % 座談会・イベントの開催 1 回／年・各事業所
2. 安定した 事業継続・ 職場の活性化	●令和 7 年度の新規採用はありませんでしたが、中途採用で (8 名) と臨時・パートの採用である程度確保することができました。 ●中央会主催の中堅職員研修会に女性を含む 20 名が参加してレベルアップを図りました。 ●検定試験合格率 70 % 以上を目指して取り組みましたが 36 % の結果となりました。	新規採用人数 10 名

再編取組状況

1. 信用共済業務	1. 信用店舗	●店舗信用端末は、令和6年12月21日（土）に全信用店舗の入れ替えが完了し、現在順調に稼働しています。 ●令和6年4月より瀬戸事業所、町見事業所においてキャッシュアウトサービスを開始しました。
	2. A T M機器	●矢野崎出張所は令和7年4月1日よりコミュニティ店舗に移行しました。 ●令和7年2月保内支店で保内、日土地区を対象にアプリ・インターネットバンキング説明会を開催、令和7年3月末で2,313件の個人I Bの登録となりました。
	3. 共済業務	●複合渉外6名が今年度より5名の体制となりますが現状のMAの体制を見ると複合渉外は厳しく、複合になるとどうしても共済のウエイトが高くなる傾向があり地域、店舗の状況に応じた対応策を講じていきます。
2. 販売業務	1. みつる選果場集約と共選組織合併	●広域選果場建設は令和8年10月稼働に向けて順調に進んでいます。完成にあわせて組織合併についても情報共有を行い協議を進めていきます。
	2. 将来の統一販売の検討と共選組織の法人化	●温州みかんのレギュラー品は㊦マークで統一され市場からも一定の評価をいただいています。中晩柑のレギュラー品目についても西宇和柑橘として出荷時に品目のみ印字する事の現場の確認と検討を行い、広域選果場稼働までには取り組むよう進めていきます。
	3. 流通センターの移転とスマルマークの取扱い	●流通センターのキウイについては令和7年産よりJ A愛媛たいきにて選果、販売の委託が実行されます。 ●スマルマークは生産量を見ながら継続的に今後も検討を進めていきます。
3. 購買業務	1. 保内営農管理センターの経済センター移転と喜須来店舗の廃止	●令和5年4月に移転を終えました。今後も状況を見ながら、さらに効率化を目指します。 ●喜須来店舗は冷蔵庫等を移設して店舗営業と移動購買車の拠点として継続していきます。
	2. 三瓶給油所のセルフ化	●令和7年5月8日から着工し、7月1日に自動車4レーン、灯油2レーンのセルフスタンドとして営業開始予定で進めています。
	3. 電子決済システム導入	●流通、特産センターのレジは令和5年9月にPOSレジに更新し、カード決済を導入、今後はQRコード決済導入に向けて検討していきます。 ●J Aグリーンについては事業の必要なデータが収集できないこともあり検討の結果、導入は見送ることとなりました。

地域に根差す金融機関として

J Aにしろわは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

農 業 近 代 化 資 金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

農 業 改 良 資 金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

J A 農 業 お ま か せ 資 金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

経営の組織

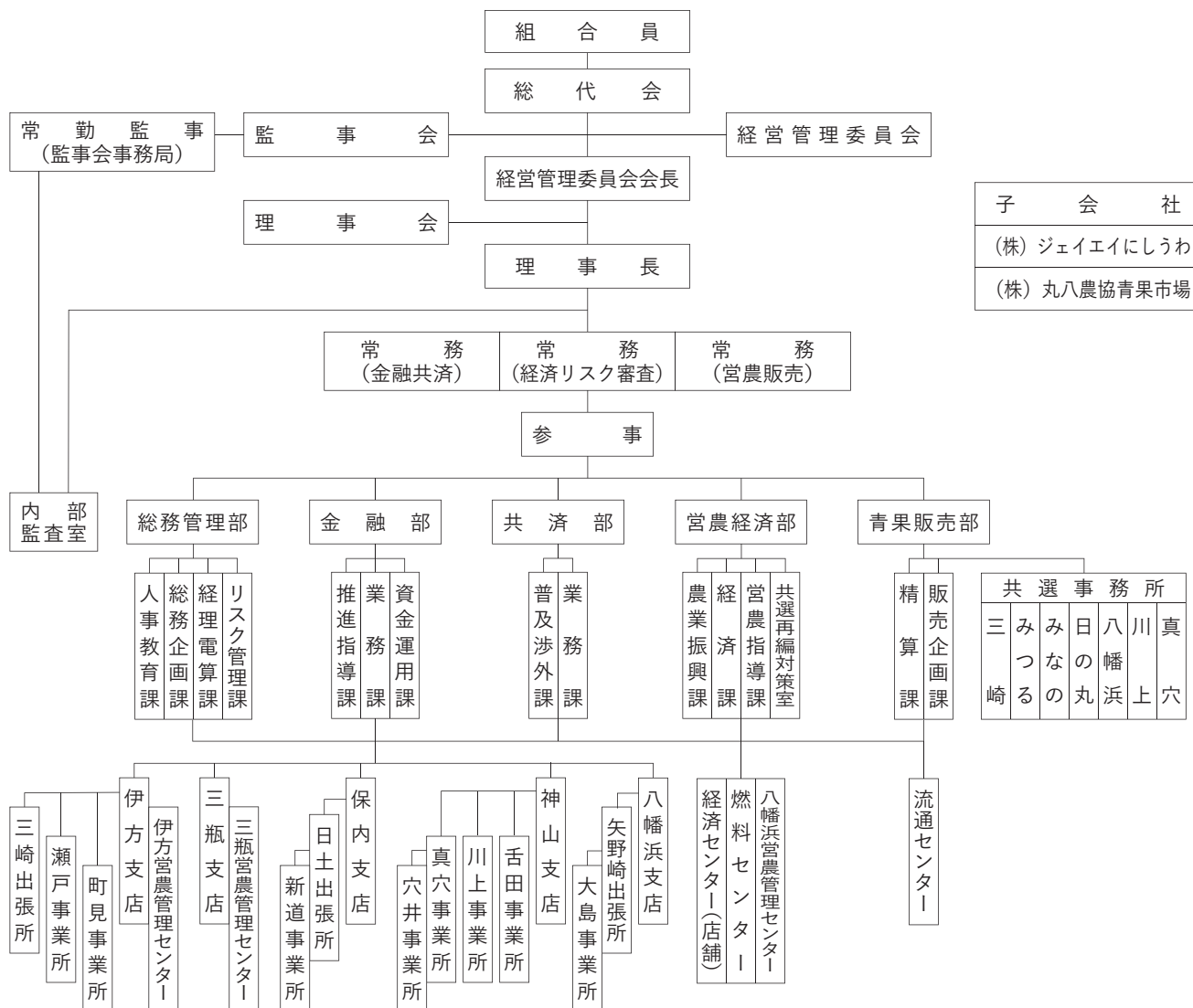
■ 経営管理体制

経営執行体制

当ＪＡは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

■ 組織機構（令和7年7月1日現在）



■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和7年3月末）

区分		令和6年度				令和5年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人数	正組合員	3,678	1,141	49	4,868	3,792	1,163	47	5,002
	准組合員	3,197	2,226	22	5,445	3,253	2,287	24	5,564
戸数	正組合員	3,661				3,778			
	准組合員	4,641				4,742			

■ 組合員組織の状況

単位：人（令和7年3月末現在）

組 織 名	会 員 数
西友会	47
J Aにしうわオレンジ会	77
J Aにしうわ年金友の会	8,559
西宇和農業協同組合青色申告会	825
西宇和青壮年同志会	328
J Aにしうわ女性部	417
ふれあい助け合い組織「たちばな」	42
真穴柑橘共同選果部会	163
川上柑橘共同選果部会	159
八幡浜柑橘共同選果部会	113
日の丸柑橘共同選果部会	93
みなのかみ共同選果部会	430
みつる柑橘共同選果部会	353
伊方柑橘共同選果部会	290
三崎柑橘共同選果部会	194
温州施設部会	2
晩柑施設部会	150
キウイ部会	56
富士柿部会	33

注1. 当J Aの組合員組織を記載しています。

■ 役員一覧

(令和7年7月末現在)

役 職 名	氏 名	備 考
経営管理委員会会長	井 田 敏 勝	
経 営 管 理 委 員	井 伊 敏 郎	
〃	井 上 久 美	
〃	大 星 龍 治	
〃	水 本 覚	
〃	都 築 綾 子	
〃	寺 崎 文 人	
〃	中 村 将 士	
〃	田 口 圭 一	
〃	上 田 壽	
〃	泉 俊 也	
〃	菊 池 正 登	
〃	兵 頭 博 文	
〃	山 木 喜久男	
〃	岡 本 由 美	
〃	井 上 幸 理	

役 職 名	氏 名	備 考
経 営 管 理 委 員	清 水 稔	
〃	菊 池 繁 生	
〃	松 浦 喜 孝	
〃	岡 本 武	
〃	西 本 史 和	
代表理事理事長	小笠原 栄 治	
常 務 理 事	濱 田 延 幸	
〃	山 本 哲 也	
〃	宇都宮 浩 文	
代 表 監 事	清 家 徳 雄	
常 勤 監 事	中 須 匡 亮	
監 事	濱 田 正 弘	
〃	井 上 仁	
〃	上 田 好 孝	
〃	井 上 藤 人	

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年7月末現在）

所在地 東京都港区芝 5-29-11

■ 職員の状況

単位：人（令和7年3月末）

項 目	令和6年度			令和5年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	1	—	1	1	—	1
一 般 職 員	153	82	235	156	81	237
営 農 指 導 員	15	—	15	16	—	16
生 活 指 導 員	—	3	3	—	3	3
出 向 職 員	—	—	—	—	—	—
正 職 員 計	169	85	254	173	84	257
臨時・パート職員	65	92	157	76	94	170
職 員 合 計	234	177	411	249	178	427

注1. 新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

■ 店舗一覧（信用店舗）

（令和7年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
本 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-1118
八 幡 浜 支 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-2222
矢 野 崎 出 張 所	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1590番地34	0894-22-2130
神 山 支 店	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地5番地1	0894-22-3522
日 土 出 張 所	796-0170	八幡浜市日土町2番耕地263番地3	0894-26-1111
三 瓶 支 店	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地438番地211	0894-33-1211
保 内 支 店	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地115番地	0894-36-0111
伊 方 支 店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1087番地9	0894-38-0311
三 崎 出 張 所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎113番地	0894-54-1122

■ 店舗一覧（信用店舗外）

（令和7年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
大 島 事 業 所	796-8060	八幡浜市大島2番耕地102番地	0894-28-0200
舌 田 事 業 所	796-8041	八幡浜市合田2141番地9	0894-22-0854
真 穴 事 業 所	796-8053	八幡浜市真網代丙248番地	0894-28-0211
川 上 事 業 所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0311
町 見 事 業 所	796-0421	西宇和郡伊方町九町1番耕地535番地24	0894-39-0311
瀬 戸 事 業 所	796-0612	西宇和郡伊方町大久1176番地1	0894-53-0211
三 瓶 選 果 場	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311
真 穴 選 果 場	796-8053	八幡浜市真網代丙588番地3	0894-28-0215
川 上 選 果 場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0333
みつる共選事務所	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1（伊方選果場内）	0894-36-0225
伊 方 選 果 場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1	0894-38-2311
三 崎 選 果 場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津1693番地	0894-54-2188
中 央 選 果 場	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-22-2242
流 通 セ ン タ ー	795-0021	大洲市平野町野田甲1601番地1	0893-24-6871
大 平 給 油 所	796-0003	八幡浜市大平1番耕地812番地2	0894-22-3688
燃 料 セ ン タ ー (JASS-PORTにしよう)	796-0112	八幡浜市保内町須川65番1号	0894-36-3330
三 瓶 給 油 所	796-0907	西予市三瓶町朝立7番耕地116番地1	0894-33-3346
保内営農経済センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地91番地1	0894-36-0304
営農管理センター	796-8006	八幡浜市八代1丁目1番35号	0894-24-7502
特 産 セ ン タ ー 甘 柑 日 和	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1569番地16	0120-478-186 0894-24-7520

■ A T M設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和7年7月末現在)

管 理 店 舗	設 置 場 所	稼 働 時 間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
神 山 支 店	神山支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	神山支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
川上事業所	川上事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
日土出張所	日土出張所	8:45～17:00	9:00～17:00			○		
三 瓶 支 店	三 瓶 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
保 内 支 店	保内支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
伊 方 支 店	伊 方 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
瀬戸事業所	瀬戸農業公園	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○

注1. 空白は休業です。

事業の概況（令和6年度）

令和6年度は、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行され1年が経過し、病院や高齢者施設等では現在も徹底した感染対策を続けていますが、経済活動等においては通常の日常を取り戻しています。しかしながら、ウクライナや中東での紛争は終息せず、世界経済は先の見えない状況となっています。燃料・資材・原料はもとよりコメなど食料品の値上がりで、生活全般に物価は高騰している状況です。今期は中期経営計画の最終年度にあたり、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本とした計画の実践に取り組みを行いました。

営農事業では、営農指導事業と併せて各助成事業を行い高品質生産に向けた取り組みを行いました。また、労働力確保、担い手確保等各種補助事業と併せ生産者支援に取り組みました。

経済事業は、品目を限定した予約提案等を行い予約購買の推進と奨励措置を実施しました。生活事業においては、地域の安全・安心の暮らしを支えることができるよう努めました。中期経営計画の柱である選果場施設の再編においては、広域選果場が着工となり令和8年産稼働に向けて建設を進めています。

本年の温州みかんは、裏年傾向で肥大はよくL・2L比率が高く、春先からの高温・猛暑・干ばつ、病虫害の被害に加え鳥獣害の被害がありました。市場出荷は20,166tと過去最低でありましたが、市場単価は過去最高の414円でした。数量が少ない中で年末数量確保に努めましたが、全ての対応とはならず市場・仲卸には、3年連続してご迷惑をかける結果となりました。中晩柑も裏年基調で、温州よりも数量が大きく減少し売上高も伸びず、課題を残しました。中晩柑・落葉36億円で温州との合計は127億円（計画比82.2%、前年比80.4%）の販売高となりました。

信用事業では新営業店システムの導入が完了し、一層の効率化を目指すとともに、推進面でもJ Aネットバンクアプリプラスなど非対面取引の拡充を進め、お客様の利便性の向上を進めてまいりました。また、農家経営の安定を目的とし、農業資金の活用に取り組みました。

共済事業では人口減少・高齢化が進む中、厳しい環境下ではありましたが「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障に向けてL Aを中心に3 Q訪問活動を地道に展開するとともに、一般職員による組合員・利用者ニーズを踏まえた情報提供制度の導入を図り、バランスのとれた推進活動を行いました。

● 貯 金 期末残高／ 1,490 億円

県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、顧客ニーズに沿った提案型セールスの強化と地域に根ざした「より一層信頼される金融機関」を目指し、事業活動を展開しました。

● 貸出金 期末残高／ 88 億円

「農業の夢・ヒアリング訪問」を通じ、「J A 農業おまかせ資金」および「農業近代化資金」等を提案し、担い手の経営発展等に応じた支援に取り組みました。また、各種生活ローンの金利引き下げキャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。

● 共 済 期末保有契約高／ 2,915 億円

事業基盤の縮小や組合員・利用者の高齢化等、事業環境が大きく変化する中、3 Q 活動を基軸に万全な保障提供と「ひと・いえ・くるま・農業」分野を意識したバランスのとれた保障提案を実践しました。また、次世代・若年層との接点拡充・強化に取り組みました。

● 購 買 生産資材供給高／ 3,456 百万円 生活資材供給高／ 750 百万円 ※青果資材供給高は含まれていません。

農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めました。また、価格が高騰する中、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」のため、マシン油乳剤、除草剤等、品目を限定した中で値引きを行う等、価格対策に取り組みました。また、予約農薬においては、奨励金による 2 % の還元措置を実施しました。

● 販 売 柑橘販売高／ 12,763 百万円

「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」は 7 年目となりました。今年度から「みかんマイスター」の協力を得た試食宣伝を展開し、にしうワゴン（移動販売車）を最大限活用した販売販促、有名大学でのサンプリング、自動車教習所、グランピング会場での販売訴求を行いました。また、店頭試食販売を中心にメディア関連・SNS・地上波・ラジオを使った広告宣伝を行い西宇和みかんの知名度向上に取り組みました。

● 当期剰余金／ 51 百万円

CSRへの取り組み

J A の組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

C S R (Corporate Social Responsibility) とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

■ 健全な組織運営

● 基本的使命と社会的責任

J A は、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

● コンプライアンス態勢

J A は、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J A にしうわは、平成 13 年 5 月 31 日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

■ 環境との調和

● 自然との共生

J Aにしうわでは、平成 20 年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係わってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

■ 地域社会への貢献

● 地域に密着した貢献活動

J Aにしうわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切にし、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

積雪被害施設資材の撤去作業

管内では、令和 7 年 2 月上旬に猛威を振るった雪の影響を受け、八幡浜市内を中心に柑橘の栽培施設が多数倒壊するなどの被害が発生しました。

J Aにしうわは職員をはじめ、行政や連合会職員による協力の下、支援要請があった園地でビニールなどの施設資材撤去のボランティアを実施しました。

今後も県や市町村と連携して復興に向けて取り組んでいきます。



L A サンタ訪問

J Aにしうわはクリスマスシーズン、管内各地の L A（ライフアドバイザー）がサンタやトナカイの服を身に着け、J A こども倶楽部会員のもとを訪問しました。サンタを待つ子どもらにお菓子などを配り笑顔をプレゼントしました。

今後も J A は子育てを頑張る人たちを応援し、子どもの健やかな成長をサポートしていきます。



募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」等に J A にしうわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A 共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J A にしうわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

リスク管理情報

【基本方針】

J Aにしようは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

さらに、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

市場リスク・・・・・・・・市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするALM委員会を設置し、ALM（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

信用リスク・・・・・・・・貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定のシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

流動性リスク・・・・・・・・予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてALM委員会で検討しています。

事務リスク・・・・・・・・事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

システムリスク・・・・・・・・コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼動に万全を期するとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

オペレーショナルリスク・・・・・・・・業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続にかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営そしてマネロン管理システムの活用により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。あわせて CCS（顧客属性照会システム）の利用、異常検知システムによる口座モニタリングの実施により、第一線である営業店での未然防止・早期発見に努めている。またリスク評価書にて自組合の体系的なリスクの傾向の理解に努め、コンプライアンス委員会にて都度の現状を把握するなど、方針に基づいた対応を実施している。インサイダー取引に関する研修会を定期的実施し、それらを回避するコンプライアンス意識の醸成に努めている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

各リスクに関する規程・要領を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに部長会及び理事会にて定期的に協議し対応等の検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および単年での事業計画を策定し、その進捗状況を四半期毎に把握している。また、人材育成にかかる基本的方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

8. 県中央会・連合会等との構築

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会・連合会等と連携する。

〈運用状況について〉

従来からの連合会等との連携をより深め、適切な内部統制構築・運用のため、情報、意見交換を実施している。

個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、亀井化工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

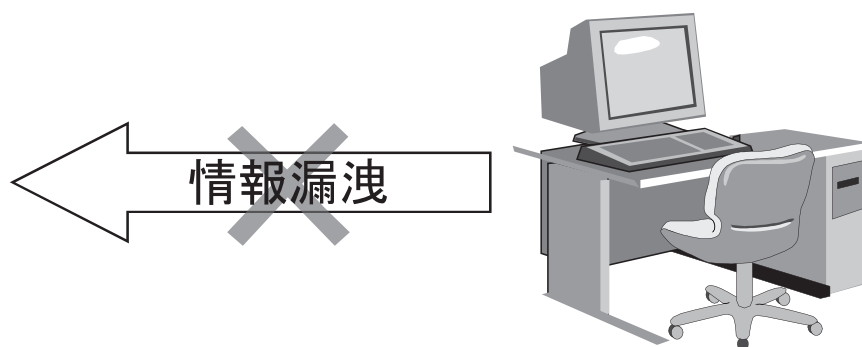
※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当 J A ホームページ（<http://www.ja-nishiuwa.jp>）をご覧ください。

情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （１） 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２） 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （３） 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

J Aバンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当ＪＡにしよう（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（１） お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型

（取引例）

- 当ＪＡの相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２） 当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 農業法人等の買収において、当ＪＡが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１） 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２） 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３） 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （４） 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （５） 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融ADR制度への対応

当 J A では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当 J A の各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当 J A の相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後 1 時～午後 4 時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所） 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および金融機関の休業日を除く）
共済事業	（一社）日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 https://www.jibai-adr.or.jp/ （一財）日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 https://n-tacc.or.jp/ （一財）交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756（東京本部） https://www.jcstad.or.jp/ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

● 内部監査実績

監 査 の 種 類	部署数
業 務 全 般 監 査	5
現 物 実 査	24
フ ォ ロ ー ア ッ プ 監 査	8

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、21.22%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

● 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,890 百万円（前年度 2,920 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業のご案内

【信用事業】

● 貯金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高い J A バンクを目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる渉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、女性だけの特典「味覚友の会」・旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当 J A で年金を受給（予約含む）されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」「J A ネットバンク金利優遇定期貯金」等の拡充・増強も積極的にすすめ、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型（決済用）〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

貯金商品のご案内

種 類		特 色 と 内 容	お預入期間	1 回のお預入単位
総合口座	普通貯金	◎受け取る、支払う、貯める、借りる、の 4 つの機能を 1 冊の通帳にまとめた便利な口座です。 ◎定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の 90%（最高 500 万円）まで自動的に借り入れできます。	出し入れ自由	1 円以上
	定期貯金		1 ヶ月・2 ヶ月 3 ヶ月・6 ヶ月 1 年・2 年・3 年 4 年・5 年	1 円以上
	定期積金		6 ヶ月以上	1,000 円以上
普通貯金		◎手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 ◎お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払等にご利用できます。	出し入れ自由	1 円以上
当座貯金		◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄貯金		◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1 円以上
定期積金		◎お楽しみの目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6 ヶ月以上 10 年以内	1,000 円以上
積立式定期貯金		◎月々の積立を 1 口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満期型 年金型	1 円以上
期日指定定期貯金		◎個人のみの定期貯金で 1 年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて 1 年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
スーパー定期貯金		◎1 ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金		◎1,000 万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金		◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて 6 ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1 年 2 年 3 年	1 円以上

種 類	特 色 と 内 容	お預入期間	1回のお預入単位
財形貯蓄	一般 財形貯金 ◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形 年金貯金 ◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本 550 万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形 住宅貯金 ◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

主な融資商品のご案内

種 類		特 色 と 内 容	金 額	期 間
目的に 合わせて	多目的ローン	◎資金使途の確認できる必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン	◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15年以内
	教育ローン	◎入学金、授業料、アパート家賃等に	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15年以内
マイホームのために	一般型	◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	1 0 0 %応援型	◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	借換応援型	◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	リフォームローン	◎マイホームの増改築・改装・補修等に	10 万円以上 2,000 万円以内	1 年以上 20年以内
使い道自由	フリーローン	◎必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 300 万円以内	10 年以内
	カードローン	◎必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 300 万円以内	1 年 (自動更新)
農業資金として	J A 農業 おまかせ資金	◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600 万円 認定農業者以外の個人 ：3,000 万円 認定農業者法人 ：7,200 万円 認定農業者以外の法人 ：6,000 万円	設備資金：15 年以内 (据置期間 2 年以内) 運転資金：7 年以内 (据置期間 2 年以内)

主な農業融資のご案内

対 象 者	ご利用頂ける資金
【認定農業者】 農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定新規就農者】 就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定農業者・認定就農者以外の方】 ・主業農業者 ・主業農業経営に準ずる農業経営者 ・上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等） ・一定の基準を満たす任意団体の構成員等	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 アグリマイティー資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【上記以外の方】	アグリマイティー資金 営農ローン J A 農機ハウスローン

● 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこかの金融機関へでも振込・送金や代金取立が安全・確実・迅速にできます。

● 国債・その他

利付国債・割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国のお他業態と提携して土曜・日曜・祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

● 手数料一覧

1. 為替手数料

(単位：円)

区 分			手 数 料 (税 込)						
			J Aネット バンク利用	機械 利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口 利用	
						MT等	帳票		
振込手数料 1 件につき	当店あて	3 万円未満	無料	無料	無料	110	110	220	
		3 万円以上	無料	無料	無料	220	330	440	
	当組合本支店あて	3 万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3 万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県内系統金融機関あて	3 万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3 万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県外系統金融機関あて	3 万円未満	110	110	110	110	220	220	
		3 万円以上	220	220	220	220	440	440	
	他金融機関あて	電信扱	3 万円未満	220	385	275	275	495	550
			3 万円以上	220	550	330	330	660	770
		文書扱	3 万円未満	－	－	－	－	－	440
			3 万円以上	－	－	－	－	－	660
給与振込 手数料 1 件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		無料						
	他金融機関あて		220						
代金取立 手数料 1 通につき	当組合本支店あて		220						
	電子交換		440						
	他金融機関あて	至急扱 (個別取立)	1,100						
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1 件につき		880						
	不渡手形返却料 1 通につき		880						
	取立手形組戻料 1 通につき		880						
	取立手形店頭呈示料 1 通につき		880 ただし、880 円を超える取立費用を 要する場合はその実費を申し受けます。						

２．ＡＴＭ利用手数料（１件につき）

（単位：円）

区 分			利用時間	件 数	手数料 (税込)
当組合カード 県内ＪＡカード（注１）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
県外ＪＡカード（注１）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
ＪＦマリンバンクカード	平 日	支 払	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	—	
愛媛銀行カード・伊予銀行カード 三菱東京ＵＦＪカード ゆうちょカード（注２）	平 日	支 払	8:45～18:00	—	無料
			18:00～19:00	１件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	１件	110
他金融機関カード （上記カード除く）	平 日	支 払	8:45～18:00	１件	110
			18:00～19:00	１件	220
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	１件	220
ゆうちょ銀行ＡＴＭ利用 （注３）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	１件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	１件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	１件	110
イーネットＡＴＭ利用 ＬＡＮＳＡＴＭ利用 セブン銀行ＡＴＭ利用 （注４）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	１件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	１件	110
	土曜日	支払・受入	8:00～ 9:00	１件	110
			9:00～14:00	—	無料
			14:00～21:00	１件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	１件	110

注１．利用時間については、当ＪＡの運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

注２．愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京ＵＦＪカードをご利用の場合は支払のみの対応とします。ＪＡカードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京ＵＦＪ銀行のＡＴＭを利用する場合も、支払のみの対応となります。

注３．当ＪＡカード・県内ＪＡカードでゆうちょ銀行のＡＴＭを利用する場合は、ＪＡ単位の手数料設定となります。なお、県外ＪＡカードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内ＪＡのＡＴＭを利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

注４．イーネット・ＬＡＮＳ・セブン銀行のＡＴＭでは、全ＪＡカードが使用可能です。

３．振替・返済等手数料

（単位：円）

区 分	内 容		手数料（税込）
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング（普通貯金→貯蓄貯金）	1 回	無料
	逆スイング（貯蓄貯金→普通貯金）	1 回	110
口座振替	依頼書によるもの 1 件		110
自動振替手数料	1 件につき（定額・定時振替を含む）		55
住宅ローン （1取引につき）	融資		33,000
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
	固定型	全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		金利変更（固定⇒変動）	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
「ＪＡバンクえひめフラット３５」融資手数料 1取引			55,000

4. 発行手数料

(単位：円)

区 分				手数料 (税込)	
小切手・ 手形用紙等	小切手用紙交付料		1 冊50枚	3,300	
	約束手形用紙交付料			3,300	
	為替手形用紙交付料		1 冊20枚	3,300	
発行手数料	自己宛小切手		1 枚	550	
	融資証明書		1 通	440	
	利息支払証明書		1 通	440	
	残高証明書	当組合所定用紙での発行		1 通	440
		当組合所定外 用紙での発行	監査法人	1 通	3,300
			その他	1 通	1,430
取引履歴明細表	取引履歴明細表 (※)		1 取引先	550	
再発行手数料	通帳		1 冊	1,100	
	証書		1 通	1,100	
	キャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード		1 枚	1,100	
	ローンカード		1 枚	1,100	
窓口両替	50枚以下			無料	
	51枚以上100枚以下			330	
	101枚以上1,000枚以下			440	
	1,001枚以上			1,000 枚毎に 440 円追加	

※ 一般取引先（個人・法人）に限ります。

5. 国債振替決済口座管理手数料

区 分	基 準	手数料 (税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1 通	無料

6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項 目	基 準	手数料 (税抜)		
		料率	上限	下限
発行金融機関手数料	1 回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1 %	100	15

7. ネットバンキング利用手数料

内 容	手数料 (税込)
ネットバンキング利用 (インターネットモバイル)	1 契約 (月間) 無料

8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内 容	手数料 (税込)
店頭での受取の場合	1 件 550
郵送の場合	1 件 1,100

9. 税務署など調査手数料

区 分	手数料
残高・履歴等	1 枚につき 20 円 + 消費税

10. 口座開設手数料 (新設)

区 分	内 容	手数料 (税込)
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	3,300 円

11. 株式払込金取扱手数料

(1) 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般の払込に適用します。

$$\text{手数料} = (\text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} \times \text{受付票または領収証通数}) \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
340百万円未満	3.50	1,100 百万円以上	2.45	3,000 百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200 "	2.40	4,000 "	1.85
380 "	3.30	1,300 "	2.35	5,000 "	1.80
420 "	3.20	1,400 "	2.30	6,250 "	1.75
460 "	3.10	1,500 "	2.25	7,500 "	1.70
500 "	3.00	1,600 "	2.20	8,750 "	1.65
600 "	2.90	1,700 "	2.15	10,000 "	1.60
700 "	2.80	1,800 "	2.10	11,250 "	1.55
800 "	2.70	1,900 "	2.05	12,500 "	1.50
900 "	2.60	2,000 "	2.00	15,000 百万円	1.45
1,000 "	2.50	2,500 "	1.95	15,000 百万円超過	χ

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 有償払込額30億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することが出来るものとします。

(2) 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。

通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

$$\text{手数料} = \text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
50 百万円未満	2.50	2,500百万円以上	0.59	8,000百万円以上	0.35
50 百万円以上	2.00	3,000 "	0.55	8,500 "	0.34
100 "	1.50	3,500 "	0.51	9,000 "	0.33
300 "	1.20	4,000 "	0.48	10,000 "	0.30
500 "	1.00	4,500 "	0.45	11,000 "	0.29
700 "	0.85	5,000 "	0.43	12,000 "	0.28
1,000 "	0.75	5,500 "	0.41	13,000 "	0.27
1,300 "	0.69	6,000 "	0.40	14,000 "	0.26
1,500 "	0.66	6,500 "	0.39	15,000百万円	0.25
1,700 "	0.64	7,000 "	0.38	15,000百万円超過	χ
2,000 "	0.62	7,500 "	0.36		

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

12. 未利用口座管理手数料

内 容	手数料 (税込)
年 間	1,320円

13. 大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料 (税込)
大量硬貨 入出金手数料	50枚以下	無料
	51枚以上 100枚以下	330円
	101枚以上 1,000枚以下	440円
	1,001枚以上	1,000枚ごとに440円加算

【共済事業】

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・障害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3 Q 訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方にオススメです		共済の種類
ひとの保障	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型終身共済
	まとまった資金を活用したい方	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)
	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	定期生命共済
	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万全保障を準備したい方	定期生命共済（逡減期間設定型）みちびき
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済 メディフル
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型医療共済
	がんの手厚く備えたい方	がん共済
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	生活障害共済 働くわたしのささエール
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	認知症共済
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済
	まとまった資金を活用したい方	一時払介護共済
	老後の生活資金の準備を始めたい方	予定利率変動型年金共済 ライフロード
いへの保障	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	こども共済
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス
	くるまの保障	自動車共済 クルマスター
農業者向けの保障	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業者賠償責任共済 ファーマスト

※他にも「一時払終身共済（平 28. 10）」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、C A（シトラスアドバイザー）を選任して、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、生産者の相談者になれるよう育成にも取り組んでいます。

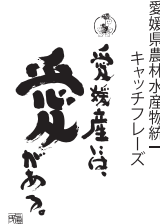
【農業経営事業】

平成 29 年度から、当たり手のいない優良園地の一時的な管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）の安定供給に努めています。

また、平成 30 年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。



西宇和みかん

うまいわ、
にしうわ。

<ロゴマークについて>

●「Nマーク」は日本を代表するみかん産地の証し

日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100 年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる、「みかんの聖地」「みかんのブルゴーニュ（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。

おいしいみかんを探す目印にしてください。

●「Nマーク」が生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられています。

そこで J A にしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「Nマーク」の表示を平成 30 年度出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどに N マークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。



系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

● 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、（１）個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国の J A バンクが拠出した「※ J A バンク支援基金」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2024 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024 年 3 月末現在で 4,785 億円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	148,389,757	153,561,669	1. 信用事業負債	149,275,398	153,774,977
(1) 現金	419,448	447,041	(1) 貯金	149,029,278	153,626,927
(2) 預金	125,673,656	133,269,721	(2) その他信用事業負債	246,120	148,049
系統預金	125,670,550	133,266,378	未払費用	41,597	14,407
系統外預金	3,105	3,342	その他の負債	204,522	133,641
(3) 有価証券	13,238,440	10,617,660	2. 共済事業負債	460,263	489,108
国債	13,047,740	10,412,440	(1) 共済資金	237,698	253,957
地方債	190,700	205,220	(2) 未経過共済付加収入	215,013	223,071
(4) 貸出金	8,818,506	9,004,749	(3) 共済未払費用	7,551	12,079
証書貸付金	8,541,766	8,714,675	3. 経済事業負債	3,290,960	3,977,230
当座貸越	276,739	290,074	(1) 経済事業未払金	627,458	645,520
(5) その他信用事業資産	319,497	312,728	(2) 経済受託債務	2,663,502	3,331,710
未収収益	137,190	102,569	(3) その他の経済事業負債	—	—
その他の資産	182,307	210,159	4. 雑負債	341,595	426,660
(6) 貸倒引当金	△ 79,791	△ 90,230	(1) 未払法人税等	5,468	131,531
2. 共済事業資産	906	15,328	(2) リース債務	—	81,165
(1) その他の共済事業資産	906	15,328	(3) 資産除去債務	3,434	3,360
3. 経済事業資産	3,795,763	4,260,995	(4) その他の負債	332,692	210,603
(1) 経済事業未収金	732,451	779,915	5. 諸引当金	506,627	521,688
(2) 経済受託債権	1,353,406	1,612,964	(1) 賞与引当金	64,588	66,720
(3) 棚卸資産	1,328,447	1,438,699	(2) 退職給付引当金	409,788	429,567
購買品	1,328,447	1,438,699	(3) 役員退職慰労引当金	32,250	25,400
(4) その他の経済事業資産	400,210	445,266	6. 繰延税金負債	—	—
(5) 貸倒引当金	△ 18,752	△ 15,850	7. 再評価に係る繰延税金負債	746,530	729,443
4. 雑資産	653,942	1,013,084			
5. 固定資産	7,272,688	7,415,254	負債の部合計	154,621,376	159,919,108
(1) 有形固定資産	7,138,143	7,242,448	(純資産の部)		
建物	7,705,750	8,141,417	1. 組合員資本	11,666,827	11,736,745
機械装置	5,142,133	5,837,663	(1) 出資金	2,890,069	2,920,990
土地	5,208,616	5,219,934	(2) 資本準備金	707	707
リース資産	—	165,300	(3) 利益剰余金	8,820,470	8,826,787
建設仮勘定	102,017	—	利益準備金	4,239,386	4,239,386
その他の有形固定資産	2,033,387	2,044,539	その他利益剰余金	4,581,084	4,587,400
減価償却累計額	△ 13,053,762	△ 14,166,406	営農振興積立金	560,000	460,000
(2) 無形固定資産	134,544	172,806	経営安定化対策積立金	200,000	1,500,059
6. 外部出資	6,867,387	6,867,487	地域農業振興積立金	34,102	34,508
系統出資	6,628,075	6,628,075	土地減損対策積立金	1,538,460	1,535,540
系統外出資	150,732	150,832	共選再編積立金	241,368	360,000
子会社等出資	88,580	88,580	選果場施設再編整備積立金	1,500,000	—
7. 繰延税金資産	179,827	167,043	当期末処分剰余金	507,152	697,292
			(うち当期剰余金)	(51,379)	(499,948)
			(4) 処分未済持分	△ 44,420	△ 11,740
			2. 評価・換算差額等	872,068	1,645,010
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 695,999	53,158
			(2) 土地再評価差額金	1,568,068	1,591,852
			純資産の部合計	12,538,896	13,381,755
資産の部合計	167,160,273	173,300,863	負債及び純資産合計	167,160,273	173,300,863

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	科 目	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)
1. 事業総利益	2,825,781	3,223,466	2. 事業管理費	2,735,896	2,681,317
事業収益	7,418,511	7,721,388	人件費	1,832,025	1,827,556
事業費用	4,592,730	4,497,921	業務費	266,167	260,661
(1) 信用事業収益	1,176,707	1,131,229	諸税負担金	103,798	102,085
資金運用収益	1,091,759	1,037,243	施設費	530,539	487,854
役務取引等収益	33,552	28,227	その他事業管理費	3,365	3,159
その他経常収益	51,396	65,758	事業利益	89,884	542,148
(2) 信用事業費用	317,561	55,867	3. 事業外収益	222,707	223,857
資金調達費用	108,256	30,001	受取雑利息	5,990	6,629
役務取引等費用	11,533	10,426	受取出資配当金	161,400	148,143
その他事業直接費用	171,532	—	賃貸料	31,720	32,843
その他経常費用	26,239	15,439	職員厚生貸付金利息	1,312	1,690
(うち貸倒引当金戻入益)	(△8,607)	(△22,454)	雑収入	22,282	34,550
信用事業総利益	859,146	1,075,361	4. 事業外費用	33,496	36,136
(3) 共済事業収益	581,989	614,168	支払雑利息	660	1,818
共済付加収入	545,538	570,275	寄付金	578	821
その他の収益	36,450	43,893	賃貸物件等経費	5,616	4,892
(4) 共済事業費用	44,214	52,219	雑損失	26,641	28,604
共済推進費	21,534	29,604	経常利益	279,095	729,869
その他の費用	22,679	22,614	5. 特別利益	46,259	25,000
共済事業総利益	537,775	561,949	固定資産処分益	—	—
(5) 購買事業収益	4,671,059	4,961,829	固定資産処分負担金	44,984	—
購買品供給高	4,498,652	4,772,296	一般補助金	1,275	25,000
購買手数料	115,784	110,919	6. 特別損失	180,230	82,423
その他の収益	56,623	78,614	固定資産処分損	4,838	12,464
(6) 購買事業費用	3,834,018	4,035,252	固定資産除去損	113,020	—
購買品供給原価	3,732,701	3,959,167	固定資産圧縮損	1,275	25,000
その他の費用	101,317	76,085	減損損失	61,097	44,958
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,088)	—	税引前当期利益	145,124	672,446
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△1,239)	法人税・住民税及び事業税	5,692	161,782
(うち貸倒損失)	(△5)	(△5)	法人税等調整額	88,052	10,715
購買事業総利益	837,040	926,576	法人税等合計	93,744	172,498
(7) 販売事業収益	813,693	839,902	当期剰余金	51,379	499,948
販売品販売高	416,178	359,261	当期首繰越剰余金	221,940	192,608
販売手数料	348,104	432,789	土地再評価差額金取崩額	4,844	2,956
その他の収益	49,410	47,851	土地減損対策積立金取崩額	9,890	1,373
(8) 販売事業費用	307,608	280,546	地域農業振興積立金取崩額	405	405
販売品販売原価	285,308	255,475	共選再編積立金取崩額	118,631	—
その他の費用	22,299	25,071	経営安定化対策積立金取崩額	100,059	—
販売事業総利益	506,085	559,355	当期末処分剰余金	507,152	697,292
(9) その他事業収益	204,008	201,415			
(10) その他事業費用	18,057	14,596			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△4)	(△0)			
その他事業総利益	185,951	186,818			
(11) 指導事業収入	4,707	4,692			
(12) 指導事業支出	104,925	91,287			
指導事業収支差額	△ 100,217	△ 86,595			

注 1. 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式：移動平均法による原価法

（２）その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）購買品

①肥料・農薬の主要品目：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②上記以外の品目：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

（３）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の貸倒実績率を基に翌 1 年間又は 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎

とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 61,097 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資

産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度に作成した事業収支シミュレーション（対策後）を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,887,823 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 7,010,045 千円 その他の有形固定資産 5,817 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 393 千円

子会社に対する金銭債務の総額 462,729 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 63,853 千円

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 109,180 千円、危険債権額は 100,468 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 209,648 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,430,551 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	21,649 千円
うち事業取引高	5,063 千円
うち事業取引以外の取引高	16,585 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	15,297 千円
うち事業取引高	15,285 千円
うち事業取引以外の取引高	12 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
三 瓶 給 油 所	一般資産	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
三崎旧松集荷所	遊休資産	土地	
二及代物弁済	〃	土地	
双 岩 事 業 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
大 江 事 業 所	〃	土地	

瀬戸塩成集荷所	遊休資産	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	〃	土地	
本 店 旧 館	〃	建物	

（２）減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、大江事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎住宅、二名津事業所、だんだん三瓶）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

本店旧館は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三瓶給油所	1,696 千円	（土地 1,563 千円、建物 45 千円、機械装置 76 千円、その他の有形固定資産 11 千円）
大平給油所	549 千円	（土地 538 千円、建物 6 千円、機械装置 5 千円、その他の有形固定資産 0 千円）
三崎旧松集荷所	4 千円	（土地 4 千円）
二及代物弁済	77 千円	（土地 77 千円）
双岩事業所	403 千円	（土地 403 千円）
磯津事業所	66 千円	（土地 66 千円）
周木事業所	540 千円	（土地 540 千円）
二及事業所	560 千円	（土地 560 千円）
蔵貫事業所	901 千円	（土地 901 千円）
皆江事業所	555 千円	（土地 555 千円）
大江事業所	109 千円	（土地 109 千円）
瀬戸塩成集荷所	55 千円	（土地 55 千円）
三崎住宅	91 千円	（土地 91 千円）
二名津事業所	302 千円	（土地 302 千円）
だんだん三瓶	494 千円	（土地 494 千円）
本店旧館	54,687 千円	（建物 54,687 千円）

（４）回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、大江事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎住宅、二名津事業所、だんだん三瓶、本店旧館の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

３ 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,405 千円の棚卸評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.74% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 1,239,162 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリス

ク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	125,673,656	125,261,191	△ 412,464
有 価 証 券	13,238,440	13,238,440	—
そ の 他 有 価 証 券	13,238,440	13,238,440	—
貸 出 金	8,818,506		
貸 倒 引 当 金 (*1)	△ 79,791		
貸倒引当金控除後	8,738,715	8,732,435	△ 6,279
資 産 計	147,650,811	147,232,067	△ 418,744
貯 金	149,029,278	148,727,027	△ 302,251
負 債 計	149,029,278	148,727,027	△ 302,251

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	6,867,387

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預 金	125,673,656	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	13,900,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	13,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,026,419	647,742	609,956	486,425	390,472	5,593,556
合 計	126,700,075	647,742	609,956	486,425	390,472	19,493,556

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 276,739 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 63,933 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯 金 (*1)	142,619,119	2,026,968	3,287,287	541,499	489,118	65,286

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (＊)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	2,864,130	2,816,349	47,780
	地方債	—	—	—
	小 計	2,864,130	2,816,349	47,780
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	10,183,610	10,901,737	△ 718,127
	地方債	190,700	202,793	△ 12,093
	小 計	10,374,310	11,104,530	△ 730,220
合 計		13,238,440	13,920,879	△ 682,439

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 損
債 券	326,220	171,532
国 債	326,220	171,532

VIII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は1,048,006千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		771,460千円
勤務費用		15,578千円
利息費用		5,554千円
数理計算上の差異の発生額	△	4,967千円
退職給付の支払額	△	68,478千円
期末における退職給付債務（控除後）		719,148千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		325,329 千円
期待運用収益		3,383 千円
数理計算上の差異の発生額		157 千円
年金制度への拠出金		12,833 千円
退職給付の支払額	△	34,166 千円
期末における年金資産		307,537 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,767,154 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,048,006 千円
退職給付債務（控除後）		719,148 千円
年金資産	△	307,537 千円
未積立退職給付債務		411,610 千円
未認識過去勤務費用		56,190 千円
未認識数理計算上の差異	△	58,013 千円
貸借対照表計上額純額		409,788 千円
退職給付引当金		409,788 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		15,578 千円
利息費用		5,554 千円
期待運用収益	△	3,383 千円
数理計算上の差異の費用処理額		21,045 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428 千円
小計		27,366 千円
特定退職共済制度への拠出金		67,065 千円
臨時に支払った割増退職金		50 千円
合計		94,482 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23,028 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、167,804 千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金超過額		17,865 千円
	退職給付引当金超過額		116,194 千円
	貸倒引当金超過額		19,352 千円
	貸倒損失否認額		1 千円
	雑損失否認額		20,434 千円
	減損損失否認額		297,619 千円
	未払事業税		20 千円
	その他有価証券評価差額金		207,236 千円
	役員退職慰労引当金		8,920 千円
	その他		21,361 千円
	繰延税金資産 小計		709,009 千円
	評価性引当額	△	515,233 千円
	繰延税金資産 合計 (A)		193,774 千円
繰延税金負債	有形固定資産 (資産除去債務)	△	386 千円
	その他有価証券評価差額金	△	13,560 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△	13,946 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)			179,827 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.67%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 15.33%
住民税均等割等	3.69%
評価性引当額の増減	43.51%
税額変更による期末繰延税金資産の減額修正	△ 2.61%
その他	△ 1.98%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.60%

3 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66% から 28.38% に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 3,440 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 344 千円減少し、法人税等調整額は 3,784 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 18,939 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	46,825	51,625

事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
人 件 費	役員報酬	57,195	57,217
	給料手当	1,404,393	1,427,204
	うち賞与引当金繰入額	64,588	66,720
	福利厚生費	269,104	269,865
	退職給付費用	94,482	66,428
	役員退職慰労金	6,850	6,840
	うち役員退職慰労引当金繰入額	6,850	6,840
	小 計	1,832,025	1,827,556
業 務 費	会議費	19,422	20,463
	接待交際費	1,041	1,115
	宣伝広告費	1,265	1,414
	通信費	40,895	37,732
	印刷消耗品費	25,314	24,604
	図書研修費	16,061	14,321
	業務委託費	154,313	153,031
	旅費	7,853	7,977
	小 計	266,167	260,661
諸 税 負 担 金	租税公課	67,329	65,512
	支払賦課金	30,495	30,542
	分担金	5,973	6,030
	小 計	103,798	102,085
施 設 費	減価償却費	257,710	228,482
	保守修繕費	75,482	62,800
	保険料	28,108	30,267
	水道光熱費	65,494	61,082
	賃借料	40,432	47,143
	消耗備品費	2,511	1,935
	車両費	38,846	36,175
	施設管理費	21,954	19,966
	小 計	530,539	487,854
その他事業管理費		3,365	3,159
合 計		2,735,896	2,681,317

注 1. 給料手当は賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算して記載しています。また、役員退職慰労金も同様に役員退職慰労引当金戻入額を控除し、役員退職慰労引当金繰入額を加算して記載しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
当期末処分剰余金	507,152	697,292
任意積立金取崩額	—	1,500,000
経営安定化対策積立金	—	1,500,000
剰余金処分額	131,893	1,975,351
利益準備金	—	—
任意積立金	77,573	1,912,810
営農振興積立金	50,000	100,000
経営安定化対策積立金	—	300,000
土地減損対策積立金	27,573	12,810
共選再編積立金	—	—
選果場施設再編整備積立金	—	1,500,000
事業分量配当金	11,677	19,475
出資配当金	42,643	43,065
次期繰越剰余金	375,258	221,940

注 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和 6 年度 1.5% 令和 5 年度 1.5%

注 2. 事業分量による配当の基準は、次のとおりです。

令和 6 年度 肥料の年間供給高に対し 2.0% 令和 5 年度 肥料の年間供給高に対し 3.0%

注 3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 6 年度 3,000 千円 令和 5 年度 30,000 千円

注 4. 任意積立金における目的積立金の名称及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

名 称：営農振興積立金

積 立 目 的：営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的としています。

積立目標額：営農指導事業に係る費用の財源確保を目指して出資金の 2 倍に達するまでの金額としています。

積 立 基 準：毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額）の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を基準としています。

取 崩 基 準：原則として取り崩しは行いません。ただし、農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には、経営管理委員会の決議を経て取り崩すことができます。

名 称：経営安定化対策積立金

積立目的：将来突発的に発生するリスク（有価証券・固定資産の減損損失、会計変更等に伴う多額の費用処理、組合の財務に大きな影響を及ぼす損失及び支出等）への備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的としています。

積立目標額：2,000,000,000 円

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：地域農業振興対策積立金

積立目的：旧日土青果農業協同組合、旧伊方町農業協同組合、旧三瓶町農業協同組合の合併持分調整に伴う造成基金を適切に管理するとともに、該当支店の農業振興対策事業、営農振興強化対策事業に必要な資金を確保することを目的としています。

積立額：34,102,799 円

積立基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。

取崩基準：定款に定めるもののほかは、地域農業振興対策積立金規程の定めるところによるものとしています。また、該当支店の支店運営委員会の協議を経て、経営管理委員会の決議により行うものとしています。

名 称：土地減損対策積立金

積立目的：固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充てることを目的としています。

積立目標額：土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額としています。

積立基準：毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

取崩基準：積立目的による事由が発生したときに、経営管理委員会の決議によって当該土地の減損額に相当する積立額を取り崩すものとし、総代会において報告するものとしています。

名 称：共選再編積立金

積立目的：共選体制を維持するための共選再編に向けて、建物の建設費、機械装置の更新費等に充てることを目的としています。

積立額：241,368,300 円

積立基準：以後の積み立ては行いません。

取崩基準：所定の事由に対し柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。

名 称：選果場施設再編整備積立金

積立目的：将来にわたって共同選果・販売の体制を維持し、強固にするため選果場施設の再編整備に充てることを目的としています。

積立額：1,500,000,000 円

積立基準：経営安定化対策積立金を取り崩し繰り入れることとしています。

取崩基準：選果場施設再編整備に伴う機械設備等の取得に対する減価償却費等の受益者負担に充てるため、再編を行う柑橘共同選果部会の運営委員会の決議、要請に基づき経営管理委員会の決議を経て取り崩すこととしています。なお、1施設に対し、機械設備取得費総額（補助事業対象外も含む）の20%以内で、上限5億円、期間は5年以内とし、要請時に取り崩し計画を立て取り崩すこととしています。

部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	7,452,166	1,176,707	581,989	4,600,453	1,088,308	4,707	
事業費用②	4,626,385	317,561	44,214	3,368,926	790,757	104,925	
事業総利益 ①－②③	2,825,781	859,146	537,775	1,231,527	297,550	△ 100,217	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	2,735,896 (257,710) (1,832,025)	663,489 (68,156) (368,481)	391,910 (43,582) (273,806)	888,721 (92,224) (603,001)	495,708 (37,047) (348,447)	296,066 (16,698) (238,287)	
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		234,983 (24,138) (58,643)	151,165 (16,810) (37,721)	323,613 (33,582) (78,900)	165,259 (12,350) (32,983)	68,581 (3,868) (14,732)	△ 943,603 (△ 90,750) (△ 222,981)
事業利益 ③－④⑧	89,884	195,657	145,864	342,805	△ 198,158	△ 396,283	
事業外収益⑨	222,707	53,835	33,806	82,770	36,957	15,337	
うち共通分⑩		52,550	33,806	72,371	36,957	15,337	△ 211,024
事業外費用⑪	33,496	8,595	5,312	11,371	5,807	2,409	
うち共通分⑫		8,257	5,312	11,371	5,807	2,409	△ 33,158
経常利益 ⑧＋⑨－⑪⑬	279,095	240,897	174,358	414,203	△ 167,007	△ 383,356	
特別利益⑭	46,259	－	－	46,259	－	－	
うち共通分⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失⑯	180,230	43,903	28,243	64,394	30,876	12,813	
うち共通分⑰		43,903	28,243	60,462	30,876	12,813	△ 176,298
税引前当期利益 ⑬＋⑭－⑯⑱	145,124	196,994	146,115	396,068	△ 197,883	△ 396,169	
営農指導事業分 配 賦 額⑲		79,233	79,233	198,084	39,616	△ 396,169	
営農指導事業 配 賦 後⑳	145,124	117,760	66,881	197,983	△ 237,500		
税引前当期利益							

注1. 損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

配賦割合

（単位：%）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	24.9	16.0	34.2	17.5	7.2	100
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	－	100

部門別の資産

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業別の総資産	167,160,273	152,238,892	1,497,706	4,264,966	997,401	3,188	8,158,118
総 資 産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	167,160,273 (7,272,688)	154,270,494 (1,811,104)	2,804,638 (1,165,086)	7,062,832 (2,494,203)	2,426,182 (1,273,710)	596,124 (528,582)	

経 営 者 確 認 書

- 1 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月26日
西宇和農業協同組合
代表理事理事長 小笠原 栄治

会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

<自己査定債務者区分>			<金融再生法／農協法>			
信用事業総与信		信用事業 以外の与信	信用事業総与信		信用事業 以外の与信	
貸出金	その他債権		貸出金	その他債権		
破綻先			破産更生債権及び これらに準ずる債権			
実質破綻先			危険債権			
破綻懸念先			要管理債権			
要注意先	要管理先		三月以上延滞債権			
	その他要注意先		貸出条件緩和債権			
	正常先		正常債権			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息に支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特産の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

4.「3ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

注1. 農協法施行規則の一部改正により、金融再生法開示債権と農協法施行規則による開示債権の一本化が図られました。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
経常収益（事業収益）	7,452,166	8,517,654	8,688,806	9,019,001	9,315,501
信用事業	1,176,707	1,131,229	1,117,065	1,115,089	1,182,133
共済事業	581,989	614,168	637,308	698,575	714,909
農業関連事業	4,600,453	5,553,624	5,605,400	5,839,770	6,005,628
その他事業	1,093,015	1,218,632	1,329,031	1,365,566	1,412,830
経常利益	279,095	729,869	725,675	723,619	789,835
当期剰余金	51,379	499,948	568,170	352,097	578,668
純資産額	12,538,896	13,381,755	13,176,725	12,943,556	12,813,125
出資金	2,890,069	2,920,990	2,923,199	2,915,602	2,927,448
利益準備金	4,239,386	4,239,386	4,119,386	4,039,386	3,919,386
再評価差額金	1,568,068	1,591,852	1,594,808	1,642,490	1,705,833
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	4,073,931	3,890,108	3,475,061	3,167,431	2,735,595
有価証券等評価差額金	△ 695,999	53,158	328,029	601,375	771,001
当期末処分剰余金	507,152	697,292	793,825	608,514	787,936
処分未済持分	△ 44,420	△ 11,740	△ 58,293	△ 31,952	△ 34,784
総資産額	167,160,273	173,300,863	173,879,362	174,662,432	173,346,422
貯金残高	149,029,278	153,626,927	154,179,566	154,640,776	152,995,879
貸出金残高	8,818,506	9,004,749	8,203,720	8,631,804	9,154,814
預金残高	125,673,656	133,269,721	135,158,331	134,827,596	133,376,483
有価証券残高	13,238,440	10,617,660	9,478,110	9,637,320	8,862,090
剰余金配当金額	54,320	62,540	64,391	42,910	43,027
事業分量配当	11,677	19,475	21,675	—	—
出資配当額	42,643	43,065	42,715	42,910	43,027
組合員数	10,313	10,566	10,752	11,026	11,458
正組合員	4,868	5,002	5,119	5,243	5,389
准組合員	5,445	5,564	5,633	5,783	6,069
役員数	30	30	31	30	30
理事	4	4	4	4	4
経営管理委員	20	20	21	20	20
監事	6	6	6	6	6
正職員数	254	257	271	279	274
男	169	173	187	198	200
女	85	84	84	81	74
単体自己資本比率	21.22	18.90	17.52	16.75	16.22

直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	983,502	1,007,241	△ 23,738
役務取引等収支	22,019	17,800	4,218
その他信用事業収支	△ 146,375	50,319	△ 196,695
信用事業粗利益	833,989	1,025,042	△ 191,052
信用事業粗収益率	0.55	0.67	△ 0.12
事業粗利益	2,965,837	3,274,703	△ 397,685
事業粗収益率	1.68	1.69	△ 0.01
事業純益	229,941	593,385	△ 363,444
実質事業純益	229,941	593,385	△ 363,444
コア事業純益	401,473	593,385	△ 191,912
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	401,473	593,385	△ 191,912

注1. 信用事業粗収益率=信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2. 事業粗収益率=事業粗収益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	149,127	1,091	0.73	150,345	1,037	0.68
預金	127,378	783	0.61	132,251	792	0.59
有価証券	12,740	171	1.34	9,520	119	1.25
貸出金	9,007	136	1.51	8,573	125	1.46
資金調達勘定	150,352	108	0.07	152,020	30	0.01
貯金・定期積金	150,352	108	0.07	152,020	30	0.01
借入金	—	—	—	0	0	#DIV/0!
総資金利鞘	—	—	0.38	—	—	0.29

注1. 総資金利鞘=資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	54,515	8,076
うち貸出金	11,163	△ 1,845
商品有価証券	—	—
有価証券	52,395	9,258
コールローン	—	—
買入手形	—	—
預金	△ 9,042	663
支払利息	78,254	1,813
うち貯金	78,254	1,815
譲渡性貯金	—	—
借入金	0	△ 1
差 引	△ 23,738	6,262

注1. 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.16	0.42	△ 0.26
資本経常利益率	2.09	5.65	△ 3.56
総資産当期純利益率	0.02	0.25	△ 0.23
資本当期純利益率	0.38	3.87	△ 3.49

注1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産×100

注2. 資本経常利益率=経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

注4. 資本当期純利益率=当期純利益÷資本勘定平均残高×100

貯金に関する指標

【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	65,112,949	43.69	64,968,707	42.28	144,241
当座貯金	345,505		399,826		△ 54,321
普通貯金	64,319,153		64,091,411		227,742
貯蓄貯金	444,430		465,029		△ 20,598
通知貯金	—		—		—
別段貯金	3,755		11,887		△ 8,131
その他貯金	103		—		△ 448
定期性貯金	83,916,329	56.30	88,658,220	57.71	△ 4,741,890
定期貯金	81,695,862		85,962,440		△ 4,266,578
定期積金	2,220,466		2,695,779		△ 475,312
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	149,029,278	100.00	153,626,927	100.00	△ 4,597,649
組合員貯金	128,162,670	85.99	133,247,240	86.73	△ 5,084,570
うち同一世帯に属するもの	55,794,818		56,776,371		△ 981,553
うちその他非営利法人	618,067		684,760		△ 66,693
うち地方公共団体	12,072,798		12,638,115		△ 565,317
組合員以外の貯金	20,866,608	14.00	20,379,687	13.26	486,921

【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	63,013,222	41.91	60,458,422	39.76	2,554,800
定期性貯金	87,311,196	58.08	91,599,433	60.23	△ 4,288,236
小 計	150,324,419		152,057,855		△ 1,733,436
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	150,324,419	100.00	152,057,855	100.00	△ 1,733,436

【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	81,695,862	100.00	85,962,440	100.00	△ 4,266,578
うち固定自由金利定期	81,685,297	99.98	85,949,576	99.98	△ 4,264,279
変動自由金利定期	10,565	0.01	12,864	0.01	△ 2,298

注 1. 固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注 2. 変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

貸出金に関する指標

【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,541,766	96.86	8,714,675	96.77	△ 172,908
当座貸越	276,739	3.13	290,074	3.22	△ 13,334
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,818,506	100.00	9,004,749	100.00	△ 186,242
組合員貸出金	5,978,564	68.08	5,874,332	65.55	104,232
うち同一世帯に属するもの	37,310		44,462		△ 7,152
組合員以外の貸出金	2,802,631	31.91	3,085,954	34.44	△ 283,322
地方公共団体	404,519		634,381		△ 229,861
その他員外	2,398,112		2,451,573		△ 53,460

【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,679,171	96.35	8,225,909	95.94	453,261
当座貸越	328,205	3.64	347,494	4.05	△ 19,289
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	9,007,376	100.00	8,573,404	100.00	433,972

【貸出金の金利条件別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	8,472,594	96.07	8,557,024	95.02	△ 84,430
変動金利貸出	345,912	3.92	447,725	4.97	△ 101,813
合 計	8,818,506	100.00	9,004,749	100.00	△ 186,243

注 1. 固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注 2. 変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

【貸出金の担保別内訳残高】

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
担 保	521,079	609,115	△ 88,036
当組合貯金・積金	205,812	221,668	△ 15,856
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	315,266	387,446	△ 72,180
保 証	5,525,772	5,336,584	189,188
農業信用基金協会	5,239,243	5,063,724	175,519
その他	272,859	272,859	0
信 用	2,771,655	3,059,049	△ 287,394
合 計	8,818,506	9,004,749	△ 186,243

【貸出金の業種別残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	2,385,432	27.05	2,245,368	24.93	140,064
林業	—	—	—	—	—
水産業	99,674	1.13	103,899	1.15	△ 4,225
製造業	275,717	3.12	252,785	2.80	22,932
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	515,484	5.84	557,011	6.18	△ 41,527
電器・ガス・水道業	133,880	1.51	119,172	1.32	14,708
運輸・通信業	115,564	1.31	126,366	1.40	△ 10,802
卸売・小売業・飲食店	148,061	1.67	123,352	1.36	24,709
金融・保険業	2,029,987	23.01	2,035,022	22.59	△ 5,035
不動産業	51,705	0.58	64,272	0.71	△ 12,567
サービス業	1,357,358	15.39	1,320,707	14.66	36,651
地方公共団体	404,519	4.58	634,381	7.04	△ 229,862
その他	1,301,118	14.75	1,422,408	15.79	△ 121,290
合 計	8,818,506	100.00	9,004,749	100.00	△ 186,243

【貯貸率・貯証率】

(単位：%)

種 類		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
貯貸率	期 末	5.91	5.86	0.05
	期中平残	5.99	5.63	0.35
貯証率	期 末	8.88	6.91	1.97
	期中平残	8.47	6.26	2.21

注 1. 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。

注 2. 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の使途別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	4,974,353	56.40	4,860,753	53.97	113,600
運転資金	3,844,153	43.59	4,143,996	46.02	△ 299,843
合 計	8,818,506	100.00	9,004,749	100.00	△ 186,243

【債務保証見返額の担保別内訳残高】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	735,193	708,568	26,625
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	151,500	167,730	△ 16,230
農業関連団体等	—	—	—
合 計	886,694	876,299	10,395

注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注 3. 「農業関連団体等」には、J A や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
プロパー資金	656,711	653,485	3,226
農業制度資金	229,983	222,814	7,169
農業近代化資金	220,030	212,879	7,151
その他制度資金	9,953	9,935	18
合 計	886,694	876,299	10,395

注 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事で J A が低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況】

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 6 年度	109,180	35,351	19,036	54,792	109,179
	令和 5 年度	105,722	37,979	8,136	59,607	105,722
危 険 債 権	令和 6 年度	100,468	28,702	41,404	14,584	84,691
	令和 5 年度	113,919	48,252	46,902	18,765	113,919
要 管 理 債 権	令和 6 年度	—	—	—	—	—
	令和 5 年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和 6 年度	—	—	—	—
		令和 5 年度	—	—	—	—
	貸出件緩和債権	令和 6 年度	—	—	—	—
		令和 5 年度	—	—	—	—
小 計	令和 6 年度	209,648	64,053	60,440	69,376	193,870
	令和 5 年度	219,642	86,232	55,038	78,372	219,642
正 常 債 権	令和 6 年度	8,622,216				
	令和 5 年度	8,800,921				
合 計	令和 6 年度	8,831,865				
	令和 5 年度	9,020,563				

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 5 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	58	169	59	170
	金 額	29,956,575	41,164,010	28,845,321	41,156,219
代金取立為替	件 数	0	－	0	－
	金 額	10,327	－	57,461	－
雑 為 替	件 数	0	1	1	1
	金 額	3,981,765	217,036	3,791,030	266,041
合 計	件 数	61	172	62	174
	金 額	33,948,669	41,381,046	32,693,814	41,422,260

有価証券に関する指標

【種類別有価証券残高】

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
国 債	13,047,740	10,412,440	2,635,300
地方債	190,700	205,220	△ 14,520
金融債	－	－	－
合 計	13,238,440	10,617,660	2,620,780

【種類別有価証券平均残高】

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
国 債	12,537,929	9,317,165	3,220,764
地方債	203,019	203,330	△ 311
金融債	－	－	－
合 計	12,740,948	9,520,495	3,220,453

【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

【有価証券残存期間別残高】

(単位：千円)

種 類	1 年以下	1～3 年	3～5 年	5～7 年	7～10 年	10 年超	期間の 定めなし	合 計
令和 6 年度								
国 債	－	－	－	－	6,918,700	6,129,040	－	13,047,740
地方債	－	－	－	－	－	190,700	－	190,700
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	6,918,700	6,319,740	－	13,238,440
令和 5 年度								
国 債	－	－	－	－	3,039,700	7,372,740	－	10,412,440
地方債	－	－	－	－	－	205,220	－	205,220
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	3,039,700	7,577,960	－	10,617,660

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種 類	令和 6 年度			令和 5 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	2,864,130	2,816,349	47,780	8,884,950	8,466,831	418,119
	地方債	—	—	—	205,220	203,059	2,161
	小 計	2,864,130	2,816,349	47,780	9,090,170	8,669,890	420,280
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	10,183,610	10,901,737	△ 718,127	1,527,490	1,778,362	△ 250,872
	地方債	190,700	202,793	△ 12,093	—	—	—
	小 計	10,374,310	11,104,530	△ 730,220	1,527,490	1,778,362	△ 250,872
合 計		13,238,440	13,920,879	△ 682,439	10,617,660	10,448,252	169,408

【デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引】

該当する取引はありません。

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
生命総合共済	328,142	14,641,169	343,055	15,621,863
終身共済	170,675	11,808,522	137,915	12,523,034
定期生命共済	107,450	385,853	145,130	293,820
養老生命共済	16,020	1,967,145	28,240	2,325,435
うちこども共済	12,870	796,260	22,470	877,830
医療共済	1,500	220,340	850	238,010
がん共済	—	36,500	—	37,300
定期医療共済	—	34,510	—	38,040
介護共済	32,497	175,798	30,920	151,724
年金共済	—	12,500	—	14,500
建物更生共済	683,895	14,516,380	830,171	14,797,152
合 計	1,012,037	29,157,550	1,173,226	30,419,016

注 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）で表示しています。

注 2. こども共済は養老生命共済の内書で表示しています。

注 3. J A 共済は、J A、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、J A と J A 共済連が共同でお引き受けをしております。

【医療系共済の入院共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	3	5,076	1	5,392
がん共済	35	1,863	44	1,874
定期医療共済	—	127	—	140
合 計	38	7,067	46	7,407

注 1. 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	43,627	270,958	8,952	209,376
認知症共済	1,050	25,810	8,190	37,960
生活障害共済（一時金型）	12,250	289,020	47,710	311,910
生活障害共済（定期年金型）	420	7,748	1,672	8,768
特定重度疾病共済	5,850	140,050	52,570	194,430

注 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	3,425	193,359	8,952	209,376
年金開始後	—	143,311	—	143,173
合 計	3,425	336,670	8,952	352,549

注 1. 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件 数	掛 金 額	件 数	掛 金 額
火災共済	1,416	1,179	1,416	1,135
自動車共済	14,680	56,905	14,872	57,402
傷害共済	20,448	3,756	21,703	3,899
賠償責任共済	400	89	419	91
定額定期生命共済	1	2	1	2
自賠責共済	7,414	11,891	7,599	12,109
合 計	44,359	73,825	46,010	74,640

その他事業

【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	供 給 高	供 給 高
生 産 資 材	3,456,914	3,496,528
肥料	614,076	690,059
農薬	1,456,128	1,369,274
飼料	998	1,413
農業機械	167,473	187,753
自動車	—	—
燃料	986,406	967,885
その他	231,830	280,141
生 活 資 材	750,743	791,104
食料品	311,971	318,553
衣料品	11,315	12,786
耐久消費財	58,859	81,902
日用保健雑貨	90,340	95,807
家庭燃料	243,810	243,714
その他	34,445	38,341
合 計	4,207,657	4,287,632

【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度		令和 5 年度	
	取 扱 高	取 扱 量	取 扱 高	取 扱 量
米	—	—	—	—
野 菜	—	—	—	—
果 実	12,763,837	35,179 t	15,868,943	48,124 t
畜 産 物	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	12,763,837	35,179 t	15,868,943	48,124 t

【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
収 入	4,707	4,692
指導補助金	1,174	683
指導雑収入	3,532	4,009
支 出	104,925	91,287
営農改善費	166	136
生活文化改善費	5,515	4,556
組織育成費	17,110	18,410
教育情報費	1,469	974
農業振興計画費	16,833	16,644
青果指導費	60,493	48,530
農畜産指導費	—	—
その他指導費	3,335	2,034

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度		令和 5 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,612,506		11,674,204	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,890,776		2,920,990	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,820,470		8,826,787	
うち、外部流出予定額(△)	54,320		62,540	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 44,420		△ 11,740	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,660		12,191	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,660		12,191	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,623,167		11,686,395	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	134,544	—	172,806	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	134,544	—	172,806	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	193,774	—	283,694	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	328,319		456,500	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	11,294,847		11,229,895	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	51,271,763		53,791,288	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—		—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			—	
うち、上記以外に該当するものの額			—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,950,018		5,596,303	
信用リスクアセット調整額	—		—	
フロア調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	53,221,781		59,387,591	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.22		18.90	

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
 注2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
 注3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目				令和5年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金				442,474	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け				10,272,156	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け				3,342	—	—
国際決済銀行向け				—	—	—
我が国の地方公共団体向け				838,857	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け				—	—	—
国際開発銀行向け				—	—	—
地方公共団体金融機構向け				—	—	—
我が国の政府関係機関向け				—	—	—
地方三公社向け				—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け				135,278,596	27,055,719	1,082,228
法人等向け				216,443	213,416	8,536
中小企業等向け及び個人向け				449,458	201,735	8,069
抵当権付住宅ローン				84,648	26,468	1,058
不動産取得等事業向け				183,223	183,223	7,328
三月以上延滞等				13,866	15,177	607
取立未済手形				18,523	3,704	148
信用保証協会等保証付				5,069,026	495,748	19,829
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付				—	—	—
共済約款貸付				—	—	—
出資等				1,625,122	1,625,122	65,004
（うち出資等のエクスポージャー）				1,625,122	1,625,122	65,004
（うち重要な出資等のエクスポ ージャー）				—	—	—
上記以外				16,151,514	23,968,681	958,747
（うち他の金融機関等の対象資本金等調 達手段のうち対象普通出資等及びそ の他外部 TLAC 関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポ ージャー）				—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合 連合会の対象資本金調達手段に係るエ クスポージャー）				5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエクスポージャー）				—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部 TLAC 関 連調達手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）				10,909,149	10,862,769	434,510

証券化				—	—	—
（うち STC 要件適用分）				—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）				—	—	—
再証券化				—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				—	—	—
（うちルックスルー方式）				—	—	—
（うちマンドート方式）				—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）				—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）				—	—	—
（うちフォールバック方式）				—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				456,500	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）				—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				172,747,401	55,414,119	2,216,564
CVA リスク相当額 ÷ 8 %				—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー				—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）				172,747,401	55,414,119	2,216,564
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
				5,596,303	223,852	
所要自己資本額計				リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
				59,387,591	2,375,503	

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	406,825	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,753,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,105	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	607,400	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	127,718,705	25,643,840	1,025,753
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	108,716	105,690	4,227
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	743,928	463,741	18,549
（うちトランザクター向け）	5,595	2,517	100
不動産関連向け	263,476	98,555	3,942
（うち自己居住用不動産等向け）	91,728	47,031	1,881
（うち賃貸用不動産向け）	171,748	51,524	2,060
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	188,407	112,567	4,502
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	9,138	1,827	73
信用保証協会等による保証付	5,243,178	513,702	20,548
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
株式等	1,625,122	1,625,122	65,004
上記以外	14,843,168	22,706,715	908,268
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,600,803	9,600,803	384,032
証券化	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—
(うち短期 STC 要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	165,514,401	51,271,763	2,050,870
CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	165,514,401	51,271,763	2,050,870
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要 自己資本額
	a		b = a × 4 %
	—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要 自己資本額
	a		b = a × 4 %
	1,950,018		78,000
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計		所要 自己資本額
	a		b = a × 4 %
	53,221,781		2,128,871

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,950,018
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	78,000
BI	1,300,012
BIC	156,001

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注1.「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和 6 年度					令和 5 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー
		うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ		
	国 内	165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	77
地域別残高計		165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	77
法人	農業	25	23	—	—	—	29	27	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	195	195	—	—	24	225	225	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	4	—	—	—	4	4	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	127,727	2,008	—	—	—	135,297	2,008	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	14,360	404	13,956	—	—	11,111	635	10,475	—	—
	その他	392	276	—	—	—	443	326	—	—	—
個 人		6,044	5,723	—	—	164	5,909	5,602	—	—	64
その他		16,762	—	—	—	—	17,722	—	—	—	—

業種別残高計	165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	64
1年以下	125,923	121	—	—		133,501	142	—	—	
1年超3年以下	474	459	—	—		483	469	—	—	
3年超5年以下	635	635	—	—		922	922	—	—	
5年超7年以下	741	741	—	—		599	599	—	—	
7年超10年以下	7,470	485	6,984	—		3,537	708	2,829	—	
10年超	29,837	6,103	6,971	—		31,228	5,860	7,645	—	
期限の定めのないもの	431	89	—	—		469	127	—	—	
残存期間別残高計	165,514	8,636	13,956	—		170,743	8,830	10,475	—	

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の残高及び期中増減額

（単位：百万円）

項 目	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	10	—	12	10	14	12	—	14	12
個別貸倒引当金	93	87	2	91	87	121	93	6	115	93

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

項 目		令和6年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		93	87	2	91	87	2	121	93	6	115	93	6
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別 計		93	87	2	91	87	2	121	93	6	115	93	6
法人	農業	—	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	—	—	4	—	—	6	4	—	6	4	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—	—
	個 人	89	87	2	89	87	2	103	89	6	97	89	6
業種別 計		93	87	2	93	87	2	121	93	6	115	93	6

⑤信用リスク・アセット残高内訳表
令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	406,825		406,825		0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	13,753,228		13,753,228		0	0
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	3,105		3,105		0	0
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	607,400		607,400		0	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	127,718,705		127,718,705		25,643,840	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	108,687	286	105,661	28	105,690	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	729,714	142,138	518,141	14,213	463,741	87
（うちトランザクター向け）	45		55,950		5,595	2,517	45
不動産関連向け	20～150	263,476		263,453		98,555	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	91,728		91,705		47,031	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	171,748		171,748		51,524	30
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うち ADC 向け）	100～150						
劣後債券及び その他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不 動産関連向けを除く。）	50～150	100,312	19,492	98,870	210	112,567	114
自己居住用不動産等向けエ クスポート・ジョーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	9,138		9,138		1,827	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,243,178		5,137,021		513,702	10
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	1,625,122		1,625,122		1,625,122	100

共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	14,843,168	0	14,843,168	0	22,706,715	153
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	9,600,803	0	9,600,803	0	9,600,803	100
証券化	—						
(うち STC 要件適用分)	—						
(短期 STC 要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					51,271,763	

注 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和 6 年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																	
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,753		—		—		—		—		0		13,753					
外国の中央政府及び中央銀行向け	3		—		—		—		—		0		3					
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	607		—		—		—		—		—		0	607				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計				
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—				
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	126,717		1,000		—		—		—		—		—		0	127,718		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—		—		—		—		—		—		—		—	—		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—		—		—		—		—		105		—		—		0	105
(うち特定貸付債権向け)	—		—		—		—		—		—		—		—		—	—
	100%			150%			250%			400%			その他			合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—			—	—	
株式等	—			—			1,625			0			0			1,625		
	45%				75%				100%				その他				合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	5				220				244				61				532	
(うちトランザクター向け)	5				—				—				0				5	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計					
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	7	—	27	—	—	—	—	10	—	45	—	0	91					
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	171	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	171						
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—			—			—			—			—			—	—	
	60%					その他					合計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—					—					—					—		
	100%				150%				その他				合計					
不動産関連向け うち ADC 向け	—				—				—				—				—	
	50%				100%				150%				その他				合計	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13				44				40				0				99	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				—				—				—				—	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計							
現金	406		—		—		—		—		0			406				
取立未済手形	—		—		9		—		—		0			9				
信用保証協会等による保証付	0		5,134		—		—		0		2			5,137				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—			—				
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—			—				

注 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：千円)

項 目		令和 5 年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	—	—
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	—	—
	リスク・ウェイト 20%	—	27,059,424	27,059,424
	リスク・ウェイト 35%	—	26,468	26,468
	リスク・ウェイト 50%	—	2,611	2,611
	リスク・ウェイト 75%	—	201,735	201,735
	リスク・ウェイト 100%	—	12,886,822	12,886,822
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—
	リスク・ウェイト 200%			
	リスク・ウェイト 250%	—	13,105,912	13,105,912
	その他	—	508,314	508,314
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
合 計		—	53,791,288	53,791,288

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注 2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：千円)

リスク・ウェイト 区分	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	148,155,828			147,843,971
40%～70%	70,134	72,549	10%	75,404
75%	220,192	68,454	10%	220,919
80%				
85%	57,708			57,708
90%～100%	397,696	6,126	10%	394,530
105%～130%				
150%	40,545	114	10%	40,508
250%	1,625,022			1,625,022
400%	100			100
1250%				
その他	1,667	14,672	10%	2,964
合 計	150,568,896	161,916	10%	150,261,129

注 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

- 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分			令和５年度	
			適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け			－	－
わが国の政府関係機関向け			－	－
地方三公社向け			－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け			－	－
法人等向け			－	－
中小企業等向け及び個人向け			79	－
抵当権住宅ローン			－	－
不動産取得等事業向け			－	－
三月以上延滞等			－	－
証券化			－	－
中央清算機関関連			－	－
上記以外			13,348	－
合 計			13,427	－

- 注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,000	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	1,000	—	—

- 注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

● CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

● マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

● オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の具体的内容は開示内容（P.20）をご覧ください。

◇ BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

● 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

具体的内容は開示内容（P.20）をご覧ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和 6 年度		令和 5 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	6,867,387	6,867,387	6,867,487	6,867,487
合 計	6,867,387	6,867,387	6,867,487	6,867,487

注 1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

令和 6 年度			令和 5 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を
 其他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和 6 年度		令和 5 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の
 評価損益等）

（単位：千円）

令和 6 年度		令和 5 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチ
 が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリ
 スク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリ
 スクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおり
 です。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市
 場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）につ
 いては、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレー
 ションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかか
 る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与
 えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの
 幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック
 （通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,734	1,486	407	395
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	1,390	1,261		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	133	144		
6	短期金利低下	6	117		
7	最大値	1,734	1,486	407	395
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,294		11,229	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

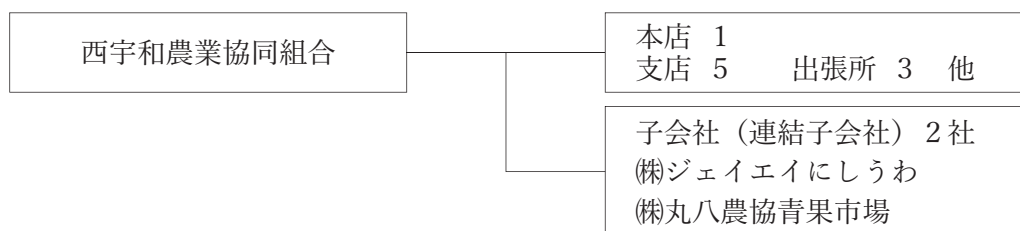
用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では４％以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより８％以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに４％を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。２年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近３年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。１年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第１順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし 0 を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
△ EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。
△ NII	金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額。

連結情報（グループの概況）

●グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています（令和7年7月末時点）。



●子会社等の状況

（単位：千円、％）

会 社 名	(株)ジェイエイにしうわ	(株)丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 井田敏勝	代表取締役社長 井田敏勝
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	405,287	378,521
純資産額	347,516	235,138

●連結事業概況

（１）事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、(株)ジェイエイにしうわ・(株)丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益8,053百万円、連結当期剰余金63百万円、連結純資産12,963百万円、連結総資産167,389百万円で、連結自己資本比率は22.13%となりました。

（２）連結子会社の事業概況

① (株)ジェイエイにしうわ

ア オートパル

販売部門では、部品調達遅れ・不正問題による製造休止の影響で納車遅れの影響、また、価格上昇とディーラー販売戦略の影響により車両販売計画221台に対し計画比△95台、前年比△56台の実績となりました。また、車検・一般整備では、農業経営の移譲・廃業、高齢者の免許返納等により、計画比△240台となりました。取扱金額では、計画比99.1%に留まり、その上に費用増加のため、利益目標は未達となりました。

（単位：台、千円、％）

項 目	計 画	実 績	計 画 比
車両販売台数	221	126	57.0
車 検 台 数	1,943	1,703	87.6
事 業 総 利 益	118,854	108,321	91.1

イ 葬祭センター

家族葬の定着による葬儀の小規模化が、提供する食事や返礼品の減少にも影響していること、また、葬祭担当社員の欠員等もあり、葬儀件数、取扱金額ともに目標未達となりました。

(単位：件、千円、%)

項 目	計 画	実 績	計 画 比
葬 儀 件 数	240	179	74.6
事 業 総 利 益	67,084	64,112	95.5

ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業は火災保険、ゴルフ保険などを中心に新種保険などを推進することで加入者の確保に取り組みました。6種類の取扱件数は、358件、取扱金額は14,707千円(前年比104.9%)となりました。損保事業の事業総利益は、2,613千円(計画比109.8% 前年比104.8%)となりました。

② (株)丸八農協青果市場

ア 販売概況

国内はコロナ禍の規制緩和でイベントの開催が通常通りに戻りつつありますが、国際情勢が不安定化する中、青果業界は異常気象や経費の高騰、消費の転換等もあり、厳しさの感じられる状況となっています。また、農業を取り巻く環境は、生産コストの増加、異常気象等、不安要素は依然厳しくなっており、管内の就農者の高齢化・農業従事者の減少、担い手不足に歯止めがかからず、後継者の育成、農業所得の増大、生産の拡大に向けての取り組みが重要となっています。かかる状況下において、当市場も定期的な職員会の開催を行い、職員の意識改革・人材育成に努め、新たな顧客開拓・安定的な集荷販売を目指すとともに、業務の効率化を進めました。

(単位：t、百万円、%)

項 目	果 実		野 菜 他		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
取 扱 量	7,715	71.1	306	94.1	8,021	71.8
売 上 高	1,353	93.9	92	111.4	1,445	94.8

●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
連結事業収益	8,053,789	8,751,580	8,038,927	8,192,614	9,667,980
信用事業	1,176,707	1,131,229	1,117,065	1,115,089	1,182,133
共済事業	581,989	614,168	637,308	698,575	714,909
農業関連事業	4,686,275	5,238,536	4,659,738	4,705,151	6,092,071
その他事業	1,608,816	1,767,646	1,624,815	1,673,798	1,678,865
連結経常利益	188,768	753,361	741,588	747,091	820,253
連結当期利益	162,944	695,938	649,841	529,726	779,559
連結純資産額	12,963,601	13,783,504	13,646,199	13,414,578	13,303,523
連結総資産額	167,389,873	173,544,584	191,152,818	174,894,882	173,604,120
連結自己資本比率	22.13	19.69	18.28	17.50	16.97

直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度	科 目	令和6年度	令和5年度
1. 信用事業資産	148,431,573	153,589,667	1. 信用事業負債	148,810,697	153,306,082
(1)現金	425,531	453,166	(1)貯金	148,564,576	153,158,032
(2)預金	125,709,389	133,291,593	(2)譲渡性貯金	—	—
(3)コールローン	—	—	(3)売現先勘定	—	—
(4)買現先勘定	—	—	(4)借入金	—	—
(5)買入手形	—	—	(5)外国為替	—	—
(6)買入金銭債権	—	—	(6)その他の信用事業負債	246,120	148,049
(7)商品金銭債権	—	—	(7)諸引当金	—	—
(8)商品有価証券	—	—	(8)債務保証	—	—
(9)金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	460,263	489,108
(10)有価証券	13,238,440	10,617,660	3. 経済事業負債	3,411,044	4,122,943
(11)貸出金	8,818,506	9,004,749	4. 設備借入金	—	—
(12)外国為替	—	—	5. 雑負債	380,233	458,517
(13)その他の信用事業資産	319,497	312,728	6. 諸引当金	550,461	590,381
(14)債務保証見返勘定	—	—	(1)賞与引当金	66,579	68,887
(15)貸倒引当金	△ 79,791	△ 90,230	(2)退職給付に係る負債	451,275	495,827
2. 共済事業資産	906	15,328	(3)その他引当金	32,606	25,666
3. 経済事業資産	3,890,159	4,379,550	7. 繰延税金負債	—	—
4. 雑資産	672,536	1,030,351	8. 再評価に係る繰延税金負債	746,530	729,443
5. 固定資産	7,435,558	7,579,153	負債の部合計	154,359,230	159,696,477
6. 外部出資	6,778,807	6,778,907	非支配株主持分	67,041	64,602
7. 繰延税金資産	180,331	—	1. 出資金	2,844,639	2,908,240
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資産の部合計	167,389,873	173,544,584	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	9,247,503	9,241,528
			5. 土地再評価差額金	1,568,068	1,591,852
			6. その他有価証券等評価差額金	△ 695,999	53,158
			7. 退職給付に係る調整累計額	△ 1,318	△ 11,982
			純資産の部合計	12,963,601	13,783,504
			負債及び純資産の部合計	167,389,873	173,544,584

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
1. 事業総利益	3,086,024	3,491,348
(1) 信用事業収益	1,176,707	1,131,229
資金運用収益	1,091,759	1,037,243
役務取引等収益	33,552	28,227
その他経常収益	51,396	65,758
(2) 信用事業費用	317,521	55,864
資金調達費用	108,216	29,999
役務取引等費用	11,533	10,426
その他事業直接費用	171,532	—
その他経常費用	26,239	15,439
信用事業総利益	859,186	1,075,364
(3) 共済事業収益	581,989	614,168
(4) 共済事業費用	44,214	52,219
共済事業総利益	537,775	561,949
(5) その他事業収益	6,295,092	7,006,182
(6) その他事業費用	4,606,029	5,152,148
その他事業総利益	1,689,062	1,854,034
2. 事業管理費	2,974,925	2,921,644
(1) 人件費	1,995,078	1,992,681
(2) 業務費	275,216	268,289
(3) 諸税負担金	108,327	105,649
(4) 施設費	590,927	549,689
(5) その他の費用	5,374	5,333
事業利益	111,099	569,703
3. 事業外収益	213,054	208,818
(うち持分法による投資益)	—	—
4. 事業外費用	135,384	25,160
(うち持分法による投資損)	—	—
経常利益	188,768	753,361
5. 特別利益	41,386	25,000
6. 特別損失	67,210	82,423
税引前当期純利益	162,944	695,938
7. 法人税・住民税	8,196	170,570
8. 法人税等調整額	88,079	10,715
9. 過年度法人税等	—	△ 1,432
法人税等合計	96,276	179,854
少数株主損益調整前当期純利益	66,668	516,083
10. 少数株主利益	3,008	2,021
当期剰余金	63,659	514,062

●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	162,947	695,938
減価償却費	227,243	210,709
減損損失	61,096	44,958
連結調整勘定償却額	—	—
貸倒引当金の増加額	△ 7,803	△ 30,090
賞与引当金の増加額	△ 2,308	△ 968
その他引当金の増加額	6,940	6,883
退職給付に係る負債の増加額	△ 33,888	△ 27,954
信用事業資金運用収益	△ 969,129	△ 915,896
信用事業資金調達費用	108,215	29,998
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 165,059	△ 152,442
支払雑利息	660	1,818
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	5,328	6,335
金銭の信託の運用損益	—	—
固定資産売却損益	△ 4,838	△ 12,464
持分法による投資損益	—	—
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	186,243	△ 801,029
預金の純増減	9,300,000	1,500,000
貯金の純増減	△ 4,593,456	△ 559,615
信用事業借入金の純増減	—	—
その他の信用事業資産の純増減	9,385	△ 10,192
その他の信用事業負債の純増減	△ 12,245	16,063
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	—	—
共済借入金の純増減	—	—
共済資金の純増減	△ 16,259	△ 1,484
未経過共済付加収入の純増減	△ 8,058	△ 6,408
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	72,549	38,859
経済受託債権の純増減	304,614	17,112,188
棚卸資産の純増減	109,592	△ 96,437
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 43,692	157,506
経済受託債務の純増減	△ 668,207	△ 17,191,153
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	357,806	807,672

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)	令和 5 年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)
その他の負債の純増減	△ 78,764	△ 45,849
未払消費税等の増減額	—	—
信用事業資金運用による収入	952,975	817,485
信用事業資金調達による支出	2,101	△ 102,775
共済貸付金利息による収入	14,422	△ 3,220
共済借入金利息による支出	△ 4,528	2,669
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	5,273,882	1,491,105
雑利息及び出資配当金の受取額	165,059	152,442
雑利息の支払額	△ 660	△ 1,818
法人税等の支払額	△ 121,507	△ 106,240
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,316,774	1,535,489
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,975,705	△ 1,481,487
有価証券の売却による収入	497,752	—
有価証券の償還による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	1,275	25,000
固定資産の取得による支出	728,433	△ 526,802
固定資産の売却による収入	△ 869,606	209,092
外部出資による支出	—	26,909
外部出資の売却等による収入	100	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,617,751	△ 1,747,288
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	129,985	41,628
出資の払戻しによる支出	△ 67,043	△ 116,850
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
出資配当金の支払額	△ 62,528	△ 64,379
非支配株主への配当金支払額	△ 569	359
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 155	△ 139,242
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,690,161	△ 430,869
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,380,759	3,811,628
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,070,920	3,380,759

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・・・・2社
(株)ジェイエイにしうわ
(株)丸八農協青果市場

2 持分法の適用に関する事項

なし

3 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	126,134,920 千円
定期性預金及び譲渡性預金	121,064,000 千円
現金及び現金同等物	5,070,920 千円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

①肥料・農薬の主要品目：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②上記以外の品目：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の貸倒実績率を基に翌１年間又は３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（2）受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

（3）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 61,097 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年度に作成した事業収支シミュレーション(対策後)を基礎として算出しており、それ以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,887,823 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 7,010,045 千円 その他の有形固定資産 5,817 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額

393 千円

子会社に対する金銭債務の総額

462,729 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

63,853 千円

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 109,180 千円、危険債権額は 100,468 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 209,648 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が
再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,430,551 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

VI. 損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
三 瓶 給 油 所	一般資産	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	土地・建物・機械装置・その他の有形固定資産	
三崎旧松集荷所	遊休資産	土地	
二及代物弁済	〃	土地	
双 岩 事 業 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
大 江 事 業 所	〃	土地	
瀬戸塩成集荷所	〃	土地	

三 崎 住 宅	遊休資産	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	〃	土地	
本 店 旧 館	〃	建物	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、大江事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎住宅、二名津事業所、だんだん三瓶）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

本店旧館は、取り壊しの決定により遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三瓶給油所	1,696 千円	(土地 1,563 千円、建物 45 千円、機械装置 76 千円、その他の有形固定資産 11 千円)
大平給油所	549 千円	(土地 538 千円、建物 6 千円、機械装置 5 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
三崎旧松集荷所	4 千円	(土地 4 千円)
二及代物弁済	77 千円	(土地 77 千円)
双岩事業所	403 千円	(土地 403 千円)
磯津事業所	66 千円	(土地 66 千円)
周木事業所	540 千円	(土地 540 千円)
二及事業所	560 千円	(土地 560 千円)
蔵貫事業所	901 千円	(土地 901 千円)
皆江事業所	555 千円	(土地 555 千円)
大江事業所	109 千円	(土地 109 千円)
瀬戸塩成集荷所	55 千円	(土地 55 千円)
三崎住宅	91 千円	(土地 91 千円)
二名津事業所	302 千円	(土地 302 千円)
だんだん三瓶	494 千円	(土地 494 千円)
本店旧館	54,687 千円	(建物 54,687 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、三崎旧松集荷所、二及代物弁済、双岩事業所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、大江事業所、瀬戸塩成集荷所、三崎住宅、二名津事業所、だんだん三瓶、本店旧館の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,405 千円の棚卸評価損が含まれています。

VII. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,239,162千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	125,673,656	125,261,191	△ 412,464
有 価 証 券	13,238,440	13,238,440	—
その他有価証券	13,238,440	13,238,440	—
貸 出 金	8,818,506		
貸倒引当金(*1)	△ 79,791		
貸倒引当金控除後	8,738,715	8,732,435	△ 6,279
資 産 計	147,650,811	147,232,067	△ 418,744
貯 金	149,029,278	148,727,027	△ 302,251
負 債 計	149,029,278	148,727,027	△ 302,251

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフ

リーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	6,867,387

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預 金	125,673,656	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	13,900,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	13,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,026,419	647,742	609,956	486,425	390,472	5,593,556
合 計	126,700,075	647,742	609,956	486,425	390,472	19,493,556

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 276,739 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 63,933 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯 金 (*1)	142,619,119	2,026,968	3,287,287	541,499	489,118	65,286

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VIII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	2,864,130	2,816,349	47,780
	地方債	—	—	—
	小 計	2,864,130	2,816,349	47,780
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	10,183,610	10,901,737	△ 718,127
	地方債	190,700	202,793	△ 12,093
	小 計	10,374,310	11,104,530	△ 730,220
合 計		13,238,440	13,920,879	△ 682,439

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却損
債券	326,220	171,532
国債	326,220	171,532

IX. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,048,006 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		771,460 千円
勤務費用		15,578 千円
利息費用		5,554 千円
数理計算上の差異の発生額	△	4,967 千円
退職給付の支払額	△	68,478 千円
期末における退職給付債務（控除後）		719,148 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		325,329 千円
期待運用収益		3,383 千円
数理計算上の差異の発生額		157 千円
年金制度への拠出金		12,833 千円
退職給付の支払額	△	34,166 千円
期末における年金資産		307,537 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,767,154 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,048,006 千円
退職給付債務（控除後）		719,148 千円
年金資産	△	307,537 千円
未積立退職給付債務		411,610 千円
未認識過去勤務費用		56,190 千円
未認識数理計算上の差異	△	58,013 千円
貸借対照表計上額純額		409,788 千円
退職給付引当金		409,788 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		15,578 千円
利息費用		5,554 千円
期待運用収益	△	3,383 千円
数理計算上の差異の費用処理額		21,045 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428 千円
小計		27,366 千円

特定退職共済制度への拠出金	67,065 千円
臨時に支払った割増退職金	50 千円
合計	94,482 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23,028 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、167,804 千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金超過額	17,865 千円
	退職給付引当金超過額	116,194 千円
	貸倒引当金超過額	19,352 千円
	貸倒損失否認額	1 千円
	雑損失否認額	20,434 千円
	減損損失否認額	297,619 千円
	未払事業税	20 千円
	その他有価証券評価差額金	207,236 千円
	役員退職慰労引当金	8,920 千円
	その他	21,361 千円
	繰延税金資産 小計	709,009 千円
	評価性引当額	△ 515,233 千円
	繰延税金資産 合計 (A)	193,774 千円
	繰延税金負債	
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 386 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 13,560 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 13,946 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		179,827 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.67%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 15.33%
住民税均等割等	3.69%
評価性引当額の増減	43.51%
税額変更による期末繰延税金資産の減額修正	△ 2.61%
その他	△ 1.98%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.60%

3 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66% から 28.38% に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 3,440 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 344 千円減少し、法人税等調整額は 3,784 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 18,939 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

XI. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

（1）ファイナンス・リース取引（借り手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

（2）オペレーティング・リース取引（借り手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

	(単位：千円)		
	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	4,800	46,825	51,625

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和 6 年度	令和 5 年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	9,239,001	8,786,362
	利益剰余金増加額	68,503	517,019
	当期剰余金	63,659	514,062
	利益剰余金減少額	62,528	64,379
	配当金	62,528	64,379
	利益剰余金期末残高	9,244,977	9,239,001

●農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
破綻先債権額及びこれらに準ずる債権額	109,180	105,722	3,457
危険債権額	100,468	113,919	△ 13,450
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項目	令和6年度	令和5年度
信用事業	事業収益	1,176,707	1,131,229
	経常利益	153,180	379,330
	資産の額	154,357,625	159,989,725
共済事業	事業収益	581,989	614,168
	経常利益	110,850	173,704
	資産の額	2,833,790	3,071,163
農業関連事業	事業収益	4,686,275	5,238,536
	経常利益	269,280	542,747
	資産の額	6,789,572	8,360,287
その他事業	事業収益	1,608,816	1,767,646
	経常利益	△ 344,543	△ 342,420
	資産の額	3,408,884	2,123,307
計	事業収益	8,053,789	8,751,580
	経常利益	188,768	753,361
	資産の額	167,389,873	173,544,584

●連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における自己資本比率は、22.13%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,890百万円（前年度2,921百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度		令和 5 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,037,975		12,087,381	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,890,776		2,921,697	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	9,247,503		9,241,528	
うち、外部流出予定額(△)	54,874		63,094	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 45,430		△ 12,750	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	67,041		64,602	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,660		12,191	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,660		12,191	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,115,677		12,164,175	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	141,284	—	180,652	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	141,284	—	180,652	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	193,505	—	287,472	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	334,789		468,124	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,780,888		11,696,050	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	51,271,763		53,791,288	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—		—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			—	
うち、上記以外に該当するものの額			—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,950,018		5,596,303	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
フロア調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	53,221,781		59,387,591	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	22.13		19.69	

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。

注 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

注 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目				令和5年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金				448,598	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け				10,272,156	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け				3,342	—	—
国際決済銀行向け				—	—	—
我が国の地方公共団体向け				838,857	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け				—	—	—
国際開発銀行向け				—	—	—
地方公共団体金融機構向け				—	—	—
我が国の政府関係機関向け				—	—	—
地方三公社向け				—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け				135,278,596	27,055,719	1,082,228
法人等向け				216,443	213,416	8,536
中小企業等向け及び個人向け				449,458	201,735	8,069
抵当権付住宅ローン				84,648	26,468	1,058
不動産取得等事業向け				183,223	183,223	7,328
三月以上延滞等				13,866	15,177	607
取立未済手形				18,523	3,704	148
信用保証協会等保証付				5,069,026	495,748	19,829
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付				—	—	—
共済約款貸付				—	—	—
出資等				1,625,122	1,625,122	65,004
（うち出資等のエクスポージャー）				1,625,122	1,625,122	65,004
（うち重要な出資等のエクスポ ージャー）				—	—	—
上記以外				16,151,514	23,968,681	958,747
（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びそ の他外部 TLAC 関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポ ージャー）				—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合 連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー）				5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエクスポージャー）				—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部 TLAC 関 連調達手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー）				—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）				10,909,149	10,862,769	434,510

証券化				—	—	—
（うち STC 要件適用分）				—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）				—	—	—
再証券化				—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				—	—	—
（うちルックスルー方式）				—	—	—
（うちマンドート方式）				—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）				—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）				—	—	—
（うちフォールバック方式）				—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				456,500	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）				—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				172,747,401	55,414,119	2,216,564
CVA リスク相当額 ÷ 8 %				—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー				—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）				172,747,401	55,414,119	2,216,564
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉				オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	
				a	b = a × 4 %	
				5,596,303	223,852	
所要自己資本額計				リスク・アセット等 （分母）計	所要自己 資本額	
				a	b = a × 4 %	
				59,387,591	2,375,503	

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8 \%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	412,908	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,753,228	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,105	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	607,400	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	127,718,705	25,643,840	1,025,753
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	108,716	105,690	4,227
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	743,928	463,741	18,549
（うちトランザクター向け）	5,595	2,517	100
不動産関連向け	263,476	98,555	3,942
（うち自己居住用不動産等向け）	91,728	47,031	1,881
（うち賃貸用不動産向け）	171,748	51,524	2,060
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	188,407	112,567	4,502
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	9,138	1,827	73
信用保証協会等による保証付	5,243,178	513,702	20,548
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
株式等	1,625,122	1,625,122	65,004
上記以外	14,843,168	22,706,715	908,268
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,600,803	9,600,803	384,032
証券化	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—
(うち短期 STC 要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	165,514,401	51,271,763	2,050,870
CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	165,514,401	51,271,763	2,050,870
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	—	—	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	1,950,018	78,000	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計	所要 自己資本額	
	a	b = a × 4 %	
	53,221,781	2,128,871	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,950,018
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	78,000
BI	1,300,012
BIC	156,001

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.20）をご覧ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注1.「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和 6 年度					令和 5 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
		うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ				うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	
国 内		165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	77
地域別残高計		165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	77
法人	農業	25	23	—	—	—	29	27	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	195	195	—	—	24	225	225	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	4	4	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	127,727	2,008	—	—	—	135,297	2,008	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	14,360	404	13,956	—	—	11,111	635	10,475	—	—
	その他	392	276	—	—	—	443	326	—	—	—
個 人		6,044	5,723	—	—	164	5,909	5,602	—	—	64
その他		16,762	—	—	—	—	17,722	—	—	—	—

業種別残高計	165,514	8,636	13,956	—	188	170,743	8,830	10,475	—	64
1 年以下	125,923	121	—	—		133,501	142	—	—	
1 年超 3 年以下	474	459	—	—		483	469	—	—	
3 年超 5 年以下	635	635	—	—		922	922	—	—	
5 年超 7 年以下	741	741	—	—		599	599	—	—	
7 年超 10 年以下	7,470	485	6,984	—		3,537	708	2,829	—	
10 年超	29,837	6,103	6,971	—		31,228	5,860	7,645	—	
期限の定めのないもの	431	89	—	—		469	127	—	—	
残存期間別残高計	165,514	8,636	13,956	—		170,743	8,830	10,475	—	

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注 5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度					令和 5 年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	10	—	12	10	14	12	—	14	12
個別貸倒引当金	93	87	2	91	87	121	93	6	115	93

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和 6 年度						令和 5 年度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		93	87	2	91	87	2	121	93	6	115	93	6
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別 計		93	87	2	91	87	2	121	93	6	115	93	6
法人	農業	—	—	—	—	—	—	7	—	—	7	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	—	—	4	—	—	6	4	—	6	4	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—	—
個 人		89	87	2	89	87	2	103	89	6	97	89	6
業種別 計		93	87	2	93	87	2	121	93	6	115	93	6

⑥信用リスク・アセット残高内訳表
令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	412,908		412,908		0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	13,753,228		13,753,228		0	0
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	3,105		3,105		0	0
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	607,400		607,400		0	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	127,718,705		127,718,705		25,643,840	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	108,687	286	105,661	28	105,690	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	729,714	142,138	518,141	14,213	463,741	87
（うちトランザクター向け）	45		55,950		5,595	2,517	45
不動産関連向け	20～150	263,476		263,453		98,555	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	91,728		91,705		47,031	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	171,748		171,748		51,524	30
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うち ADC 向け）	100～150						
劣後債券及び その他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不 動産関連向けを除く。）	50～150	100,312	19,492	98,870	210	112,567	114
自己居住用不動産等向けエ クスポート・ジョーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	9,138		9,138		1,827	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,243,178		5,137,021		513,702	10
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	1,625,122		1,625,122		1,625,122	100

共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	14,843,168	0	14,843,168	0	22,706,715	153
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,242,365		5,242,365		13,105,912	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0		0		0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	9,600,803	0	9,600,803	0	9,600,803	100
証券化	—						
(うち STC 要件適用分)	—						
(短期 STC 要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					51,271,763	

注 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和 6 年度

(単位: 百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,753		－		－		－		－		0		13,753				
外国の中央政府及び中央銀行向け	3		－		－		－		－		0		3				
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－				
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の地方公共団体向け	607		－		－		－		－		－		0	607			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	－			
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	－			
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	－			
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－		－	－			
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計			
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	－			
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	126,717		1,000		－		－		－		－		－		0 127,718		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－		－		－		－		－		－		－		－		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－		－	－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	－		－		－		－		－		105		－		－		0 105
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－		－		－		－
	100%			150%			250%			400%			その他			合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－			－	－
株式等	－			－			1,625			0			0			1,625	
	45%			75%			100%			その他			合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	5			220			244			61			532				
(うちトランザクター向け)	5			－			－			0			5				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計				
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	7	－	27	－	－	－	－	10	－	45	－	0	91				
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計					
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	171	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	171					
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計				
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－				
	60%					その他					合計						
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－					－					－						
	100%				150%				その他				合計				
不動産関連向け うち ADC 向け	－				－				－				－				
	50%			100%			150%			その他			合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13			44			40			0			99				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		－		－		－		－		－		－				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計						
現金	412		－		－		－		0		412						
取立未済手形	－		－		9		－		0		9						
信用保証協会等による保証付	0		5,134		－		0		2		5,137						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－						
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－						

注 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載していません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：千円)

項 目				令和5年度		
				格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%			—	—	—
	リスク・ウェイト 2%			—	—	—
	リスク・ウェイト 4%			—	—	—
	リスク・ウェイト 10%			—	—	—
	リスク・ウェイト 20%			—	27,059,424	27,059,424
	リスク・ウェイト 35%			—	26,468	26,468
	リスク・ウェイト 50%			—	2,611	2,611
	リスク・ウェイト 75%			—	201,735	201,735
	リスク・ウェイト 100%			—	12,886,822	12,886,822
	リスク・ウェイト 150%			—	—	—
	リスク・ウェイト 200%			—	—	—
	リスク・ウェイト 250%			—	13,105,912	13,105,912
	その他			—	508,314	508,314
リスク・ウェイト 1250%				—	—	—
合 計				—	53,791,288	53,791,288

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	CCF の加重 平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
40%未満	148,155,828			147,843,971
40%～70%	70,134	72,549	10%	75,404
75%	220,192	68,454	10%	220,919
80%				
85%	57,708			57,708
90%～100%	397,696	6,126	10%	394,530
105%～130%				
150%	40,545	114	10%	40,508
250%	1,625,022			1,625,022
400%	100			100
1250%				
その他	1,667	14,672	10%	2,964
合 計	150,568,896	161,916	10%	150,261,129

注1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、J Aのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.20）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分			令和5年度	
			適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け			—	—
わが国の政府関係機関向け			—	—
地方三公社向け			—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け			—	—
法人等向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け			79	—
抵当権住宅ローン			—	—
不動産取得等事業向け			—	—
三月以上延滞等			—	—
証券化			—	—
中央清算機関関連			—	—
上記以外			13,348	—
合 計			13,427	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,000	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	1,000	—	—

- 注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 注3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.20・P.88）をご覧ください。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

- ①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
具体的内容は単体の開示内容（P.20）をご覧ください。

- ②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,867,387	6,867,387	6,867,487	6,867,487
合計	6,867,387	6,867,387	6,867,487	6,867,487

注1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の 評価損益等）

(単位：千円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.89・P.90）をご参照下さい。

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,734	1,486	407	395
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	1,390	1,261		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	133	144		
6	短期金利低下	6	117		
7	最大値	1,734	1,486	407	395
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		11,780		11,696	

ディスクロージャーに関するQ&A

Q 1 ディスクロージャーってなんですか？

A ディスクロージャーとは“経営内容の公開”のことです。J Aがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうかなどの情報を開示しています。

Q 2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

A J Aでは、開示しなければならない項目を“J Aディスクロージャー誌開示基準”として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q 3以降をご覧ください。

Q 3 貸借対照表ってなんですか？

A 貸借対照表は、J Aの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資産（事業をすすめるために運用している財産）

（主な資産） 現 金：本店、支店で手持ちの現金
預 金：信連などに預けているお金
有 価 証 券：国債、地方債、金融債等
貸 出 金：みなさんに貸し出しているお金
固 定 資 産：J Aが所有する土地、建物など

負債（事業をすすめるために調達している財産）

（主な負債） 貯 金：みなさんから預かっているお金
借 入 金：転貸のために借り入れているお金

純資産（事業をすすめるための準備金、財産）

（主な純資産） 出 資 金：組合員のみなさんがJ Aに出資しているお金
準 備 金：法令で定める経営安定のための準備金
積 立 金：経営安定のために積み立てたお金

Q 4 損益計算書ってなんですか？

A 損益計算書は、J Aの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJ Aがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入（信用部門）

（主な収入） 信連等に預けている預金利息
国債・地方債など有価証券の利息・配当金
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用（信用部門）

（主な費用） みなさんから預かったお金に対する支払利息
オンライン業務にかかる費用
役職員の給料
施設の維持・管理にかかる費用
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJ A事業で発生した利益（損失）をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益（損失）をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したものから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを“当期末処分剰余金”といいます。

Q 5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

3. 不良債権

不良債権とは、J Aが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合は自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

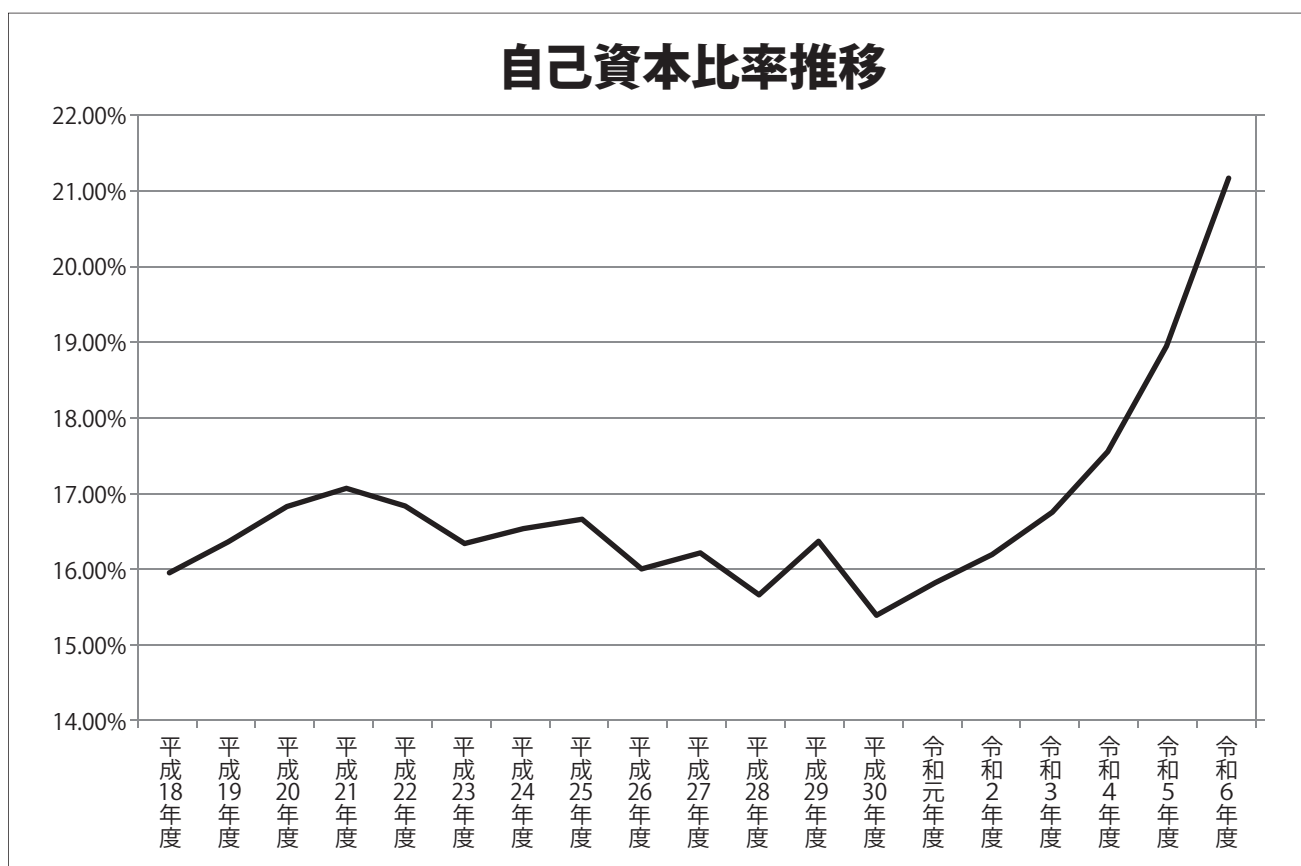
当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJ A事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

● 自己資本比率

令和6年度の自己資本比率は21.22%で、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。自己資本比率の推移は次のとおりです。



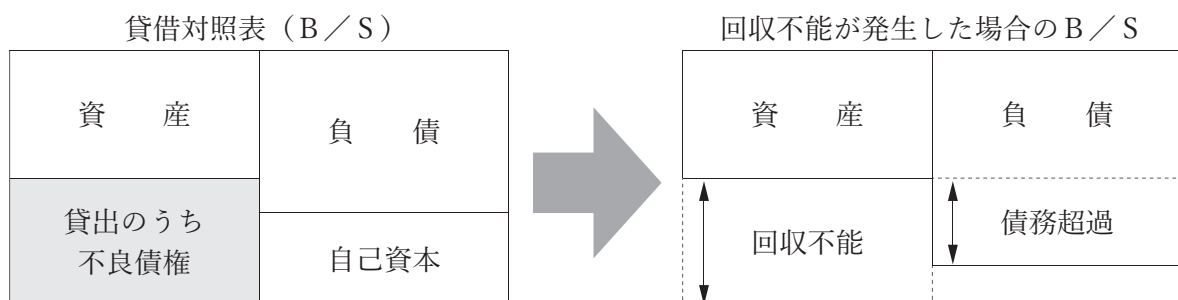
自己資本比率基準

区 分	比 率	措置の内容
健 全	8 %以上	国際統一基準
	4 %以上	国内基準
1	2 ～ 4 %	経営改善計画提出・実行命令
2	0 ～ 2 %	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0 %未満	業務の全部または一部の停止命令

● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当 J A では資産の自己査定を 1 次査定、2 次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで 10,660 千円を一般貸倒引当金に、87,883 千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

不良債権の影響



Q 6 有価証券含み損（益）って何ですか？

A 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を“有価証券含み益（損）”といいます。

時価－帳簿価格＝プラスの場合は有価証券含み益

時価－帳簿価格＝マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成 12 年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和 6 年度末では、評価差額金として△ 695,999 千円、繰延税金負債に 13,560 千円を計上しています。

Q 7 リスク管理って何ですか？

A 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーショナルリスクなどの、J A の経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

Q 8 J A バンクって何ですか？

A 全国に民間最大級の店舗網を展開している J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力でより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

J Aバンクシステム基本方針（平成 14 年 1 月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、以下の基準に該当する会員は、対応する経営改善策を実行します。

<レベル格付>

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率 6 % 以上～8 % 未満	2 年以内に、格付けを解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

<要改善 J A（経営点検基準）>

指定基準	改善目標期間
○ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

また、J A バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

Q 9 連結決算って何ですか？

A

子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成 14 年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の 2 社です。詳しい連結情報は、本誌 P.92 からご覧下さい。

Q10 JAバンクセーフティネットって何ですか？

A

みなさんからお預かりした大切な貯金を守るため、JAには2つのセーフティネット（安全性を守るための仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。

JAバンク・セーフティネットの仕組み

貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度

破綻未然防止システム

- 相互援助制度を一層拡充・強化
- JAバンク全体で経営状況をチェック、健全性向上への取り組み

+

充 実



貯金保険制度

+

相互援助制度

貯金保険制度

貯金者保護のための公的な制度で、JAバンク会員が加入しています。この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており収納された保険料を原資として、万一会員が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

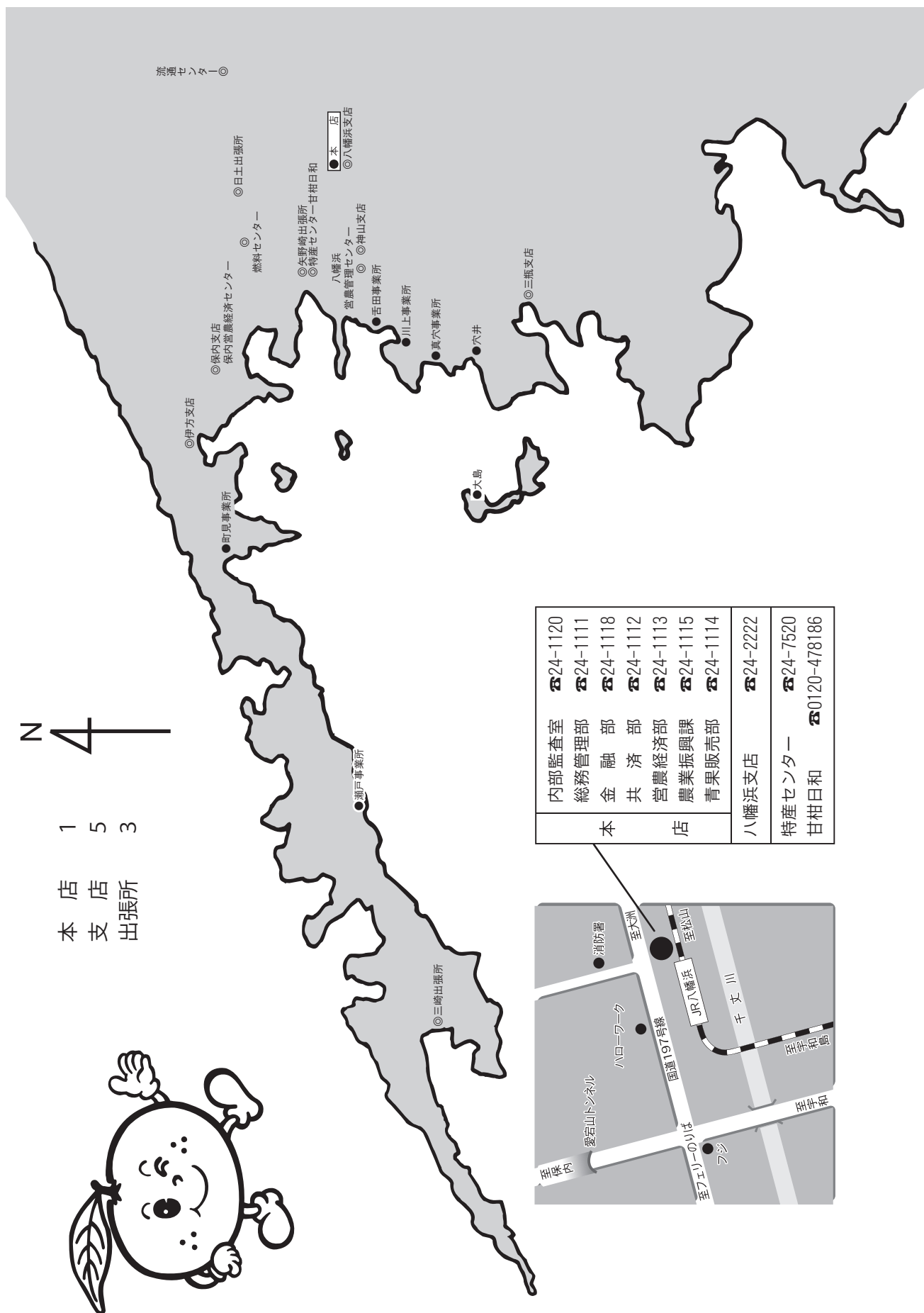
相互援助制度

全国のJAバンクが協力して個々のJAの経営を支援するJAバンク独自の「相互援助制度」が一層パワーアップし、「JAバンク支援基金」を設置しました。これまでどおりの会員への援助の仕組みに加えて、万一の事態に至ることのないようJAバンク全体で経営の健全性に取り組む仕組みと、その仕組みに必要な支援を行う仕組みが加わりました。

【 メ モ 】

Handwriting practice lines (dotted lines) for the memo section.

店舗所在マップ





西宇和農業協同組合

<http://www.ja-nishiuwa.jp>

本店／〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
TEL 0894-24-1111(代) FAX 0894-24-7506

